

【表紙】

| | |
|--|------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成26年3月4日提出 |
| 【発行者名】 | 日興アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 村上 雅彦 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区赤坂九丁目7番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 雄谷 敦史 |
| 【電話番号】 | 03-6447-6147 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | 公社債投信4月号 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | 1兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】**(1)【ファンドの名称】**

公社債投信4月号(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。)
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

決算日(取得申込受付日)の基準価額とします。

「決算日」は、原則として4月19日です。ただし、19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日を決算日とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成26年3月20日から平成26年4月21日までとします。

- ・追加設定は、毎年1回の決算日を取得申込受付日として、決算日の翌営業日に限定して行ないます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を申込期間中の販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとし
ます。
- ・申込期間における発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託
会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|-------------|--------|-------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株 式 |
| | 海外 | 債 券 |
| 追加型投信 | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|-------------------------|------------|-------------|--------------|
| 株式 一般 | 年1回 | グローバル | |
| 大型株 中小型株 | 年2回 | 日本 | |
| 債券 | 年4回 | 北米 | ファミリーファンド |
| 一般 | 年6回 | 欧州 | |
| 公債 | (隔月) | アジア | |
| 社債 | 年12回 | オセアニア | |
| その他債券 クレジット属性 () | (毎月) | 中南米 | |
| 不動産投信 | 日々 | アフリカ | ファンド・オブ・ファンズ |
| その他資産 (投資信託証券(債券一般)) | その他 () | 中近東 (中東) | |
| 資産複合 () | | エマージング | |
| 資産配分固定型 資産配分変更型 | | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。
上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

1. 公社債で運用します。

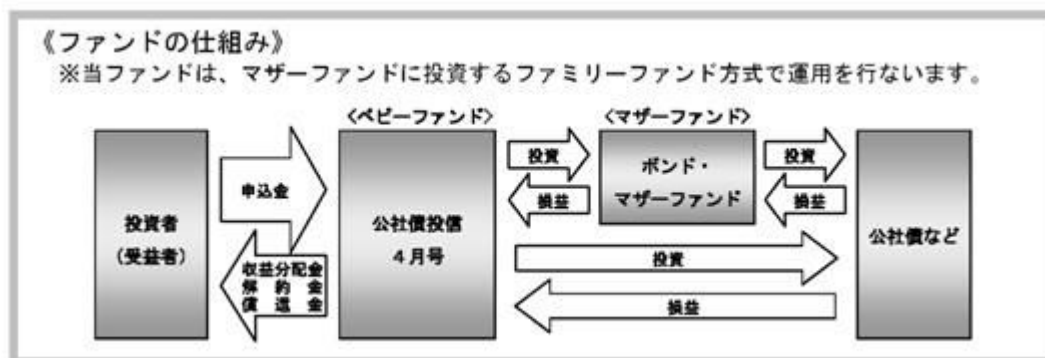
- ・国債、地方債、金融債、電力債などの公社債などに投資するとともに、ファミリーファンド方式で運用を行ない、公社債などを主要投資対象とする「ボンド・マザーファンド」にも投資します。
- ・原則として、残存1年以内の債券などを中心に投資を行なうことにより、元本の安全性を重視した運用を行ないます。
- ・ただし、金融環境などの変化に弾力的に対応するため、残存1年超5年以内の債券に投資し、中長期的に元本の安全性に配慮し収益性を追求する運用を行なうこともあります。

2. 基本運用スタンス

- ・元本の安全性を優先するとともに、高い流動性を維持した運用を行ないます。信用度が高く、残存期間の短い公社債および短期金融商品を中心に投資し、信託財産の安全性を優先した運用を行ないます。
- ・各種リスクをコントロールしつつ、より高い収益の獲得をめざします。金利リスク・信用リスクをコントロールしつつ、運用効率を高めるために最適と考えられるタイミングでの投資や、国債とその他の公社債との金利差を比較分析し、これに基づいた投資などを行ない、より高い収益の獲得をめざします。

3. 公社債投信は12本のファンドで構成されています。

- ・公社債投信は、公社債投信1月号から公社債投信12月号の12本のファンドで構成されています。



主な投資制限

- ・株式への投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。

分配方針

- ・毎決算時に、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当します。決算日の基準価額が1万口当たり1万円以下の場合には、収益分配は行ないません。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託金限度額

- ・2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

昭和36年4月24日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

平成12年11月27日

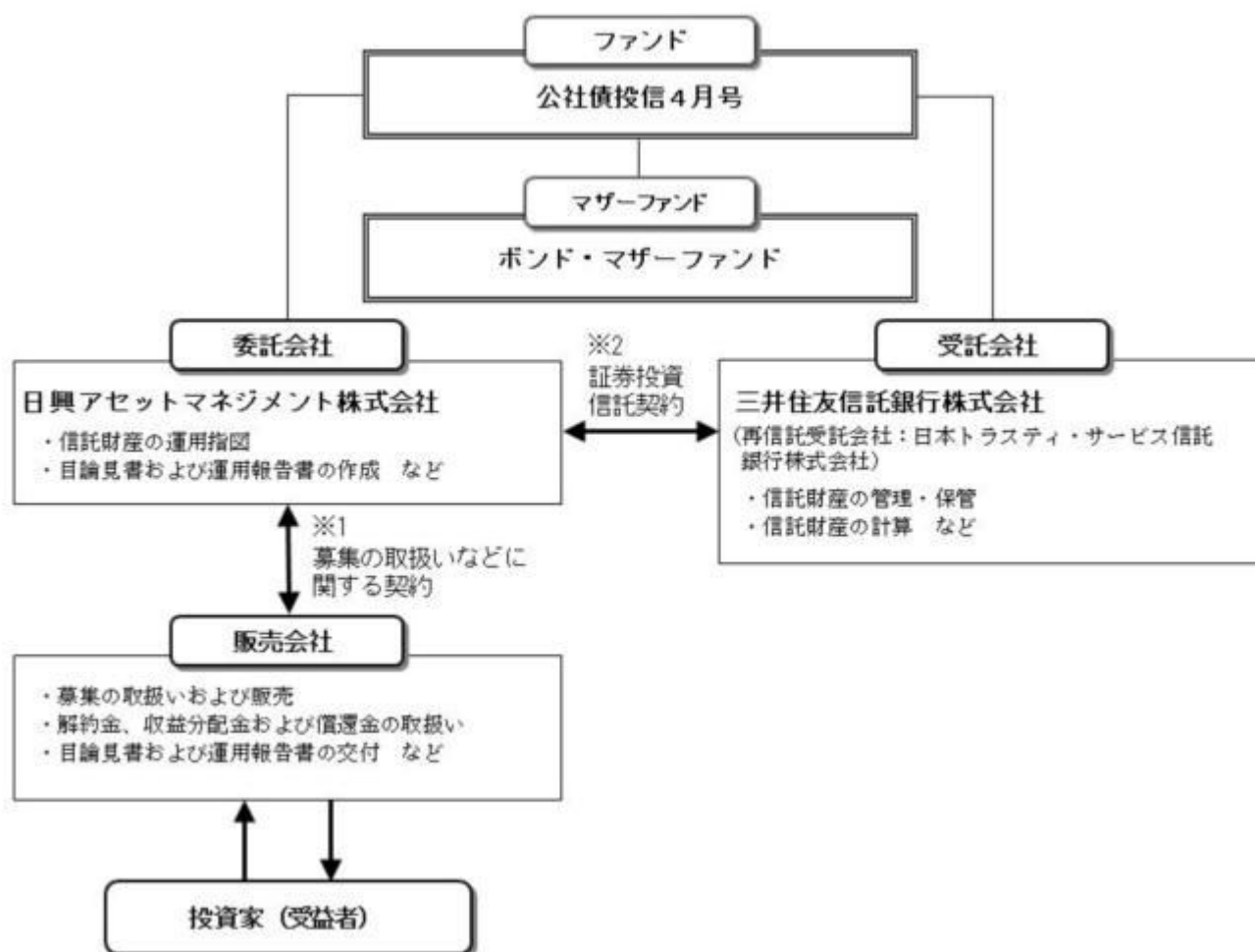
- ・「ボンド・マザーファンド」運用開始

平成13年4月20日

- ・「予想分配型」商品から「実績分配型」商品へ移行

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（平成25年12月末現在）

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有株数 | 所有比率 |
|---------------|---|--------------|--------|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 179,869,100株 | 91.29% |
| DBS Bank Ltd. | 6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809 | 14,283,400株 | 7.24% |

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

「ボンド・マザーファンド」受益証券ならびにわが国の国債および地方債、金融債、電力債を組入れの中心として、安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

（２）【投資対象】

< 公社債投信 4月号 >

「ボンド・マザーファンド」受益証券ならびにわが国の国債およびその他の公社債を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条の3および第18条の8に定めるものに限りま。
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

主として「ボンド・マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 国債証券
 - 2) 地方債証券
 - 3) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限りま。
 - 5) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 6) コマーシャル・ペーパー
 - 7) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、1)～6)の証券の性質を有するもの
 - 8) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
 - 9) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 - 10) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

次の取引ができます。

- 1) 先物取引等
- 2) スワップ取引
- 3) 有価証券の貸付
- 4) 資金の借入

< ボンド・マザーファンド >

わが国の国債およびその他の公社債を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第13条および第14条に定めるものに限りま。
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含

みます。)に限ります。)

- 5) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、1)～6)の証券の性質を有するもの
- 8) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
- 9) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 10) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
次の取引ができます。
 - 1) 先物取引等
 - 2) スワップ取引
 - 3) 有価証券の貸付

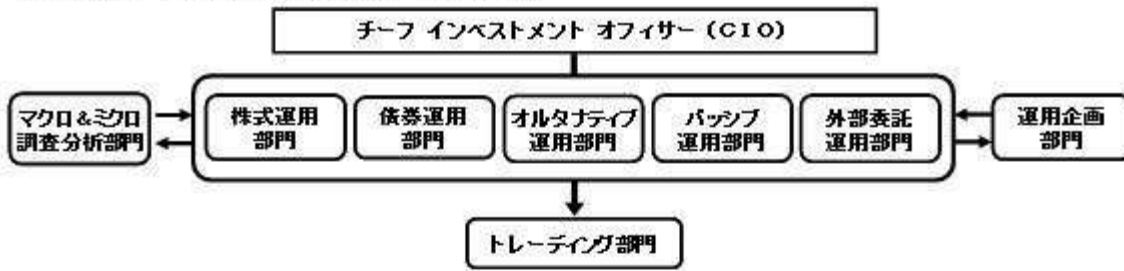
投資対象とするマザーファンドの概要

< ボンド・マザーファンド >

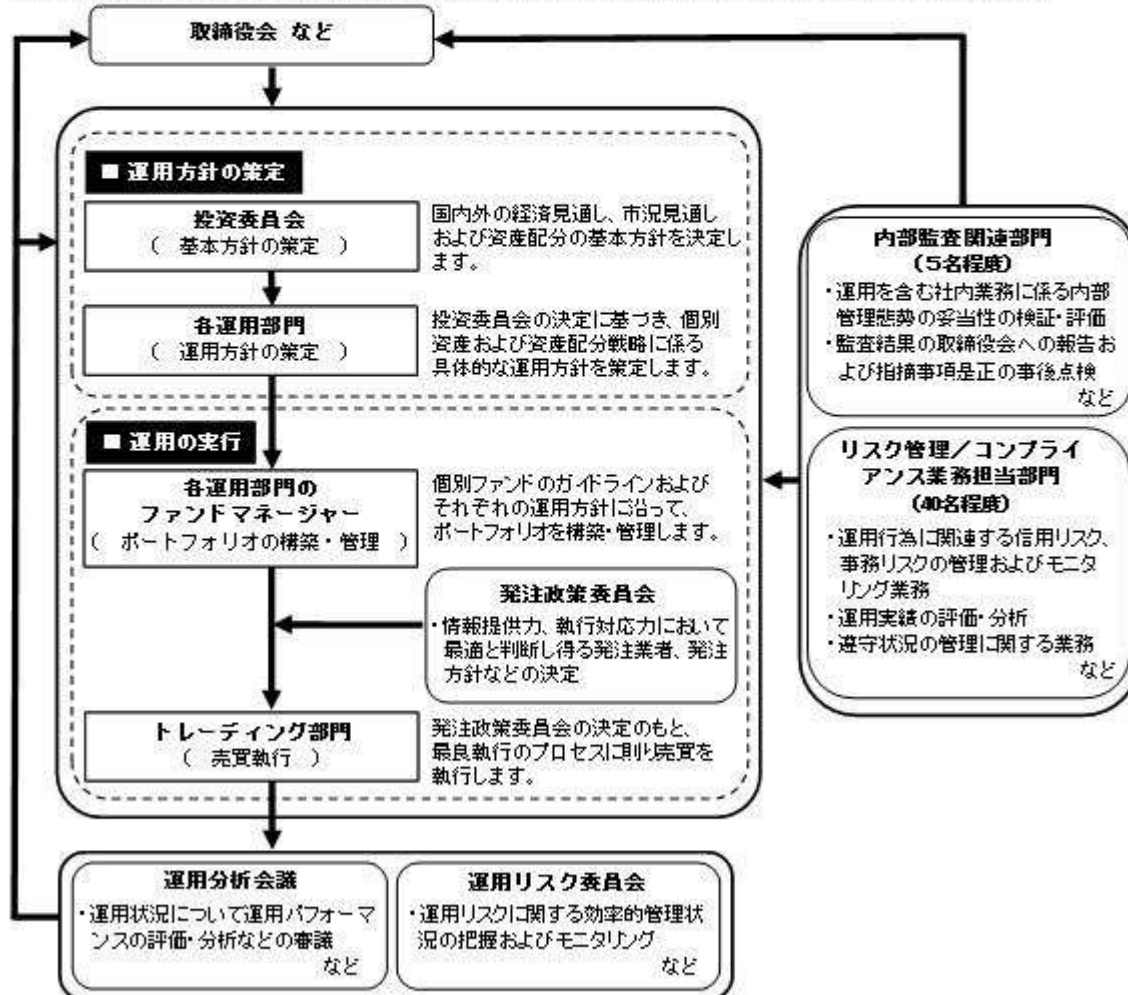
| 運用の基本方針 | |
|-----------|--|
| 基本方針 | 公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないません。 |
| 主な投資対象 | わが国の国債およびその他の公社債を主要投資対象とします。 |
| 投資方針 | わが国の国債および地方債、金融債、電力債を組入れの中心として、安定した収益の確保をめざして運用を行ないません。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・ 外貨建資産への投資は行ないません。 |
| 収益分配 | 収益分配は行ないません。 |
| ファンドに係る費用 | |
| 信託報酬 | ありません。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| その他の費用など | 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。 |
| その他 | |
| 委託会社 | 日興アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 信託期間 | 無期限（平成12年11月27日設定） |
| 決算日 | 毎年11月19日 （19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日を決算日とします。） |

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

上記体制は平成25年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

- ・毎決算時に、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当します。
- ・ただし、決算日に純資産総額が信託財産の元本の額（1万口当たり1万円とします。）の総額（以下「元本総額」といいます。）を超過していない場合には、翌期以降の決算日に超過するまで分配は行ないません。つまり、決算日の基準価額が1万口当たり1万円以下の場合には、収益分配は行ないません。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後10日以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）

から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

< 公社債投信 4 月号 >

- 1) 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。
- 2) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 3) 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引および有価証券指数等先物取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとしします。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 4) 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。
 - イ) スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ロ) スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。
 - ハ) ロ) においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付することができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとしします。
- 7) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとしします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範

圏内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入れを行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

二) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支払される日からその翌営業日までとします。

< ボンド・マザーファンド >

1) 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。

2) 外貨建資産への投資は行ないません。

3) 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引および有価証券指数等先物取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第11条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

4) 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第11条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第11条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

5) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

イ) スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ロ) スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

6) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付することができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

・ 投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資

元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

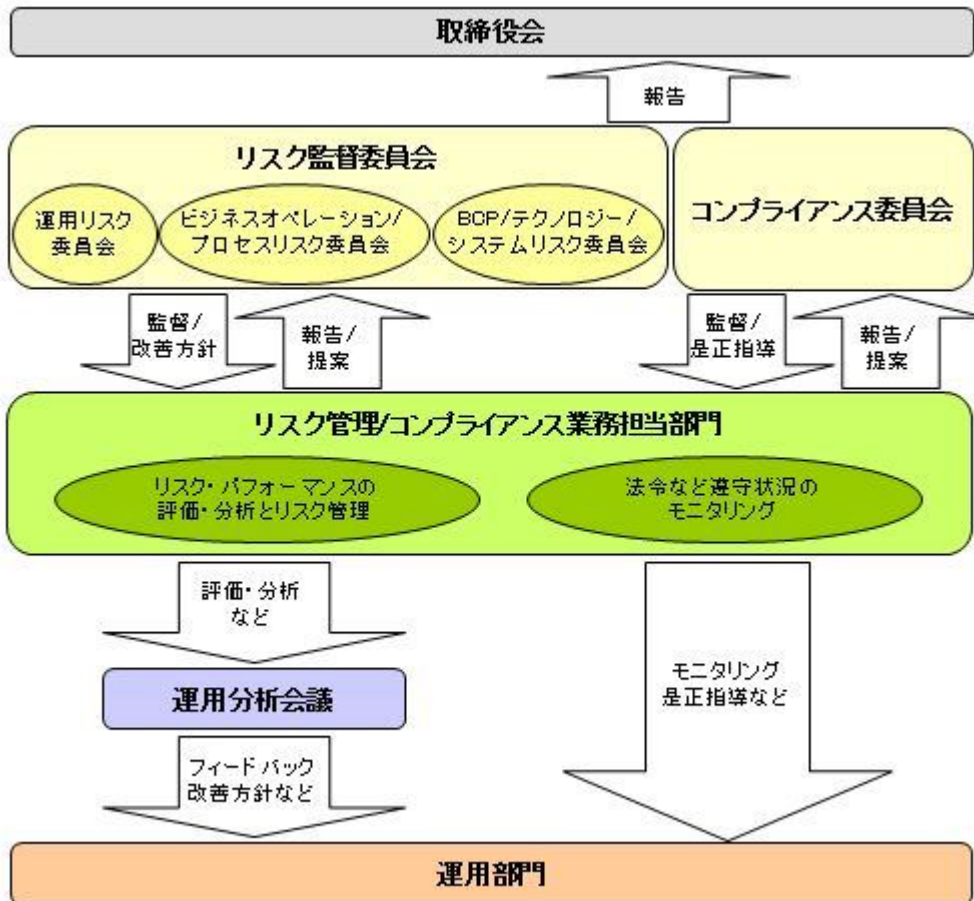
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



全社的なリスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行いません。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、リスク管理/コンプライアンス業務担当部門が管理を行いません。問題点についてはリスク管理/コンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行いません。

上記体制は平成25年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

換金時に、下記の換金手数料が換金額から差し引かれます。

昭和37年4月20日以前の取得分の換金

..... 1万口につき 26円25銭^{*1}（税抜25円）

昭和37年4月21日以降、平成13年4月19日以前の取得分の換金

..... 1万口につき 105円^{*2} (税抜100円)
 平成13年4月20日以降、平成14年4月22日以前の取得分の換金
 1万口につき 10円50銭^{*3} (税抜10円)
 平成14年4月23日以降の取得分(平成14年4月号からの新規設定分)の換金
 1万口につき 2円10銭^{*4} (税抜2円)

消費税率が8%になった場合は、以下の通りとなります。

* 1...27円、* 2...108円、* 3...10円80銭、* 4...2円16銭

ただし、販売会社にやむを得ない事情があるとき(販売会社が委託会社に申し出た場合に限りま
 す。)は、解約請求の場合に換金手数料を徴収しないことができます。

信託財産留保額
 ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額に対し、年0.707%以内の率で、原則として次に定める信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬率は直前10営業日間における基準価額(1万口当たり銭位未満を四捨五入した額とします。)の年換算騰落率に応じて次に掲げる範囲内の率とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

* 下記は2014年4月1日以降の配分です。

| 年換算騰落率 | 信託報酬率(年率) | | | |
|-------------------|-----------|---------|---------|---------|
| | 合計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
| 7%超の場合 | 0.7070% | 0.1818% | 0.4752% | 0.0500% |
| 6%超 7%以下の場合 | 0.6464% | 0.1662% | 0.4345% | 0.0457% |
| 5%超 6%以下の場合 | 0.5427% | 0.1395% | 0.3648% | 0.0384% |
| 4%超 5%以下の場合 | 0.4393% | 0.1129% | 0.2953% | 0.0311% |
| 0.40%超 4%以下の場合 | 0.4000% | 0.1028% | 0.2689% | 0.0283% |
| 0.35%超 0.40%以下の場合 | 0.3500% | 0.0900% | 0.2352% | 0.0248% |
| 0.30%超 0.35%以下の場合 | 0.3000% | 0.0772% | 0.2016% | 0.0212% |
| 0.25%超 0.30%以下の場合 | 0.2500% | 0.0643% | 0.1680% | 0.0177% |
| 0.20%超 0.25%以下の場合 | 0.2000% | 0.0515% | 0.1344% | 0.0141% |
| 0.15%超 0.20%以下の場合 | 0.1500% | 0.0386% | 0.1008% | 0.0106% |
| 0.14%超 0.15%以下の場合 | 0.1000% | 0.0257% | 0.0672% | 0.0071% |
| 0.13%超 0.14%以下の場合 | 0.0840% | 0.0216% | 0.0565% | 0.0059% |
| 0.12%超 0.13%以下の場合 | 0.0680% | 0.0175% | 0.0457% | 0.0048% |
| 0.11%超 0.12%以下の場合 | 0.0520% | 0.0133% | 0.0350% | 0.0037% |
| 0.10%超 0.11%以下の場合 | 0.0360% | 0.0093% | 0.0242% | 0.0025% |
| 0.09%超 0.10%以下の場合 | 0.0200% | 0.0052% | 0.0134% | 0.0014% |
| 0.08%超 0.09%以下の場合 | 0.0180% | 0.0046% | 0.0121% | 0.0013% |
| 0.07%超 0.08%以下の場合 | 0.0160% | 0.0041% | 0.0108% | 0.0011% |
| 0.06%超 0.07%以下の場合 | 0.0140% | 0.0036% | 0.0094% | 0.0010% |
| 0.05%超 0.06%以下の場合 | 0.0120% | 0.0031% | 0.0081% | 0.0008% |
| 0.05%以下の場合 | 0.0100% | 0.0026% | 0.0067% | 0.0007% |

販売会社への配分には消費税等相当額を含みます。

支払時期

信託報酬(販売会社への配分には消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とするマザーファンドに係る費用>

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

* 監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、公社債投資信託として取り扱われます。

個人受益者の場合

1) 収益分配金の取扱い

- ・収益分配金が課税対象であり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。

2) 償還金・解約金の取扱い

- ・個別元本超過額が課税対象であり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。

3) 財形貯蓄制度の取扱い

- ・財形貯蓄制度（「財形住宅貯蓄」および「財形年金貯蓄」に限ります。）をご利用の場合、お一人につき元金550万円（既に利用している場合は、その金額を差し引いた額）までについて上記の税金はかかりません。ただし、住宅の取得などもしくは年金の受取りの目的以外で受益者が払戻しされる場合には、当該受益者が換金した時からさかのぼって過去5年間に支払われた当該受益者にかかる収益分配金に対して20.315%が追徴課税されます。

- ・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

4) マル優制度の取扱い

- ・マル優制度（少額貯蓄非課税制度）をご利用の場合、お一人につき元金350万円（既に利用している場合は、その金額を差し引いた額）までについて上記の税金はかかりません。

- ・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

- ・各受益者の買付時の基準価額が個別元本になります。
- ・受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【公社債投信4月号】

以下の運用状況は2013年12月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

| 資産の種類 | 国・地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-------|------|---------|---------|
|-------|------|---------|---------|

| | | | |
|-----------------------|------|---------------|--------|
| 国債証券 | 日本 | 400,019,615 | 5.82 |
| 地方債証券 | 日本 | 301,705,605 | 4.39 |
| 特殊債券 | 日本 | 1,403,225,130 | 20.42 |
| 社債券 | 日本 | 1,501,858,619 | 21.85 |
| | アメリカ | 200,000,000 | 2.91 |
| | 小計 | 1,701,858,619 | 24.76 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 2,749,697,706 | 40.01 |
| コール・ローン等、その他資産（負債控除後） | | 316,762,703 | 4.61 |
| 合計（純資産総額） | | 6,873,269,378 | 100.00 |

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 利率 (%) | 償還期限 | 投資 比率 (%) |
|------|---------------|--|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|------------|-----------------|
| 日本 | 親投資信託 受益証券 | ボンド・マザー ファンド | 2,651,333,243 | 1.0360 | 2,746,825,787 | 1.0371 | 2,749,697,706 | | | 40.01 |
| 日本 | 特殊債券 | 第30号道路債券 | 200,000,000 | 100.34 | 200,698,596 | 100.34 | 200,698,596 | 1.760 | 2014/3/20 | 2.92 |
| 日本 | 特殊債券 | 第40号商工債 (1年) | 200,000,000 | 100.00 | 200,000,000 | 100.00 | 200,000,000 | 0.120 | 2014/8/15 | 2.91 |
| アメリカ | 社債券 | MEC FINA NCE USA | 200,000,000 | 100.00 | 200,000,000 | 100.00 | 200,000,000 | 0.200 | 2014/11/10 | 2.91 |
| 日本 | 社債券 | SUMITOM O MITSU I FINANC E | 200,000,000 | 100.00 | 200,000,000 | 100.00 | 200,000,000 | 0.200 | 2014/5/9 | 2.91 |
| 日本 | 社債券 | SUMITOM O MITSU I FINANC E | 200,000,000 | 100.00 | 200,000,000 | 100.00 | 200,000,000 | 0.210 | 2014/6/17 | 2.91 |
| 日本 | 社債券 | MITSUBIS HI UFJ L EASE&FIN | 200,000,000 | 100.00 | 200,000,000 | 100.00 | 200,000,000 | 0.202 | 2014/1/10 | 2.91 |
| 日本 | 社債券 | MITSUBIS HI UFJ L EASE&FIN | 200,000,000 | 100.00 | 200,000,000 | 100.00 | 200,000,000 | 0.210 | 2014/5/8 | 2.91 |
| 日本 | 特殊債券 | 第10号首都高速 道路債券 | 100,000,000 | 101.14 | 101,146,880 | 101.14 | 101,146,880 | 1.740 | 2014/9/19 | 1.47 |
| 日本 | 地方債証券 | 第76号東京都 公債 | 100,000,000 | 101.01 | 101,013,605 | 101.01 | 101,013,605 | 1.530 | 2014/9/19 | 1.47 |
| 日本 | 社債券 | 第40号トヨタ ファイナンス株式 会社無担保社債 (社債間限定同等 特約付) | 100,000,000 | 100.63 | 100,633,558 | 100.63 | 100,633,558 | 1.478 | 2014/6/20 | 1.46 |
| 日本 | 特殊債券 | 第4回株式会社 日本政策投資銀行無 担保社債(社債間 限定同順位特約 付) | 100,000,000 | 100.44 | 100,443,429 | 100.44 | 100,443,429 | 1.158 | 2014/6/20 | 1.46 |
| 日本 | 社債券 | 第5回日本たば こ産業株式会社社 債(一般担保付) | 100,000,000 | 100.42 | 100,423,200 | 100.42 | 100,423,200 | 1.128 | 2014/6/3 | 1.46 |
| 日本 | 社債券 | 第5回株式会社セ ブン銀行無担保社 債(社債間限定同 順位特約付) | 100,000,000 | 100.42 | 100,422,405 | 100.42 | 100,422,405 | 1.038 | 2014/6/20 | 1.46 |

| | | | | | | | | | | |
|----|-------|--|-------------|--------|-------------|--------|-------------|-------|------------|------|
| 日本 | 特殊債券 | 第5回阪神高速道路債券 | 100,000,000 | 100.37 | 100,370,841 | 100.37 | 100,370,841 | 1.790 | 2014/3/20 | 1.46 |
| 日本 | 地方債証券 | 第12回名古屋市政公債(5年) | 100,000,000 | 100.35 | 100,357,460 | 100.35 | 100,357,460 | 0.740 | 2014/7/30 | 1.46 |
| 日本 | 地方債証券 | 第608回東京都公募公債 | 100,000,000 | 100.33 | 100,334,540 | 100.33 | 100,334,540 | 1.580 | 2014/3/20 | 1.46 |
| 日本 | 特殊債券 | 第705号農林債 | 100,000,000 | 100.19 | 100,195,884 | 100.19 | 100,195,884 | 1.350 | 2014/2/27 | 1.46 |
| 日本 | 特殊債券 | 第231回信金中金債(5年) | 100,000,000 | 100.19 | 100,194,816 | 100.19 | 100,194,816 | 1.350 | 2014/2/27 | 1.46 |
| 日本 | 社債券 | 第15回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債(特定社債間限定同順位特約付) | 100,000,000 | 100.19 | 100,192,270 | 100.19 | 100,192,270 | 1.325 | 2014/2/27 | 1.46 |
| 日本 | 社債券 | 第12回西日本高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) | 100,000,000 | 100.11 | 100,119,661 | 100.11 | 100,119,661 | 0.288 | 2014/9/19 | 1.46 |
| 日本 | 特殊債券 | 第230回信金中金債(5年) | 100,000,000 | 100.08 | 100,089,048 | 100.08 | 100,089,048 | 1.250 | 2014/1/27 | 1.46 |
| 日本 | 特殊債券 | 第704号農林債 | 100,000,000 | 100.08 | 100,085,636 | 100.08 | 100,085,636 | 1.300 | 2014/1/27 | 1.46 |
| 日本 | 社債券 | 第11回東日本高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) | 100,000,000 | 100.06 | 100,067,525 | 100.06 | 100,067,525 | 0.419 | 2014/3/20 | 1.46 |
| 日本 | 国債証券 | 第323回利付国債(2年) | 100,000,000 | 100.01 | 100,018,676 | 100.01 | 100,018,676 | 0.100 | 2014/12/15 | 1.46 |
| 日本 | 国債証券 | 第315回利付国債(2年) | 100,000,000 | 100.00 | 100,000,939 | 100.00 | 100,000,939 | 0.100 | 2014/4/15 | 1.45 |
| 日本 | 国債証券 | 第316回利付国債(2年) | 100,000,000 | 100.00 | 100,000,000 | 100.00 | 100,000,000 | 0.100 | 2014/5/15 | 1.45 |
| 日本 | 国債証券 | 第320回利付国債(2年) | 100,000,000 | 100.00 | 100,000,000 | 100.00 | 100,000,000 | 0.100 | 2014/9/15 | 1.45 |
| 日本 | 特殊債券 | 第38号商工債(1年) | 100,000,000 | 100.00 | 100,000,000 | 100.00 | 100,000,000 | 0.110 | 2014/2/14 | 1.45 |
| 日本 | 特殊債券 | 第39号商工債(1年) | 100,000,000 | 100.00 | 100,000,000 | 100.00 | 100,000,000 | 0.130 | 2014/5/15 | 1.45 |

ロ.種類別の投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 国債証券 | 5.82 |
| 地方債証券 | 4.39 |
| 特殊債券 | 20.42 |
| 社債券 | 24.76 |
| 親投資信託受益証券 | 40.01 |
| 合計 | 95.39 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| 期別 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|------------------------|------------|--------|--------------|--------|
| | 分配落ち | 分配付き | 分配落ち | 分配付き |
| 第43計算期間末 (2004年 4月19日) | 24,735 | 24,762 | 1.0000 | 1.0011 |
| 第44計算期間末 (2005年 4月19日) | 19,339 | 19,356 | 1.0000 | 1.0009 |
| 第45計算期間末 (2006年 4月19日) | 13,992 | 14,002 | 1.0000 | 1.0007 |
| 第46計算期間末 (2007年 4月19日) | 11,456 | 11,481 | 1.0000 | 1.0022 |
| 第47計算期間末 (2008年 4月21日) | 10,092 | 10,130 | 1.0000 | 1.0039 |
| 第48計算期間末 (2009年 4月20日) | 9,210 | 9,243 | 1.0000 | 1.0036 |
| 第49計算期間末 (2010年 4月19日) | 8,775 | 8,793 | 1.0000 | 1.0020 |
| 第50計算期間末 (2011年 4月19日) | 8,201 | 8,211 | 1.0000 | 1.0012 |
| 第51計算期間末 (2012年 4月19日) | 7,430 | 7,438 | 1.0000 | 1.0010 |
| 第52計算期間末 (2013年 4月22日) | 7,024 | 7,030 | 1.0000 | 1.0009 |
| 2012年12月末日 | 7,352 | | 1.0006 | |
| 2013年 1月末日 | 7,269 | | 1.0008 | |
| 2月末日 | 7,193 | | 1.0008 | |
| 3月末日 | 7,092 | | 1.0008 | |
| 4月末日 | 7,285 | | 1.0001 | |
| 5月末日 | 7,226 | | 1.0001 | |
| 6月末日 | 7,178 | | 1.0002 | |
| 7月末日 | 7,116 | | 1.0003 | |
| 8月末日 | 7,073 | | 1.0003 | |
| 9月末日 | 7,021 | | 1.0004 | |
| 10月末日 | 6,975 | | 1.0005 | |
| 11月末日 | 6,926 | | 1.0006 | |
| 12月末日 | 6,873 | | 1.0006 | |

【分配の推移】

| 期 | 期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|------|-------------------------|--------------|
| 第43期 | 2003年 4月22日～2004年 4月19日 | 0.001063 |
| 第44期 | 2004年 4月20日～2005年 4月19日 | 0.000885 |
| 第45期 | 2005年 4月20日～2006年 4月19日 | 0.000738 |
| 第46期 | 2006年 4月20日～2007年 4月19日 | 0.002191 |
| 第47期 | 2007年 4月20日～2008年 4月21日 | 0.003850 |

| | | |
|------|-------------------------|----------|
| 第48期 | 2008年 4月22日～2009年 4月20日 | 0.003636 |
| 第49期 | 2009年 4月21日～2010年 4月19日 | 0.002003 |
| 第50期 | 2010年 4月20日～2011年 4月19日 | 0.001162 |
| 第51期 | 2011年 4月20日～2012年 4月19日 | 0.001012 |
| 第52期 | 2012年 4月20日～2013年 4月22日 | 0.000874 |
| 当中間期 | 2013年 4月23日～2013年10月22日 | |

【収益率の推移】

| 期 | 期間 | 収益率（％） |
|------|-------------------------|--------|
| 第43期 | 2003年 4月22日～2004年 4月19日 | 0.11 |
| 第44期 | 2004年 4月20日～2005年 4月19日 | 0.09 |
| 第45期 | 2005年 4月20日～2006年 4月19日 | 0.07 |
| 第46期 | 2006年 4月20日～2007年 4月19日 | 0.22 |
| 第47期 | 2007年 4月20日～2008年 4月21日 | 0.39 |
| 第48期 | 2008年 4月22日～2009年 4月20日 | 0.36 |
| 第49期 | 2009年 4月21日～2010年 4月19日 | 0.20 |
| 第50期 | 2010年 4月20日～2011年 4月19日 | 0.12 |
| 第51期 | 2011年 4月20日～2012年 4月19日 | 0.10 |
| 第52期 | 2012年 4月20日～2013年 4月22日 | 0.09 |
| 当中間期 | 2013年 4月23日～2013年10月22日 | 0.05 |

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

| 期 | 期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|------|-------------------------|---------------|---------------|
| 第43期 | 2003年 4月22日～2004年 4月19日 | 1,182,368,276 | 9,532,739,889 |
| 第44期 | 2004年 4月20日～2005年 4月19日 | 717,245,502 | 6,113,277,147 |
| 第45期 | 2005年 4月20日～2006年 4月19日 | 756,051,420 | 6,103,375,406 |
| 第46期 | 2006年 4月20日～2007年 4月19日 | 628,297,352 | 3,164,243,887 |
| 第47期 | 2007年 4月20日～2008年 4月21日 | 663,820,068 | 2,028,230,628 |
| 第48期 | 2008年 4月22日～2009年 4月20日 | 596,413,326 | 1,478,184,363 |
| 第49期 | 2009年 4月21日～2010年 4月19日 | 519,971,026 | 954,682,420 |
| 第50期 | 2010年 4月20日～2011年 4月19日 | 425,599,169 | 999,570,807 |
| 第51期 | 2011年 4月20日～2012年 4月19日 | 395,839,784 | 1,166,909,080 |
| 第52期 | 2012年 4月20日～2013年 4月22日 | 387,876,046 | 794,257,837 |
| 当中間期 | 2013年 4月23日～2013年10月22日 | 378,426,374 | 411,767,053 |

(参考)

ボンド・マザーファンド

以下の運用状況は2013年12月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

| 資産の種類 | 国・地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|------|----------------|---------|
| 国債証券 | 日本 | 6,800,460,817 | 15.36 |
| 地方債証券 | 日本 | 3,696,027,839 | 8.35 |
| 特殊債券 | 日本 | 9,768,847,617 | 22.06 |
| 社債券 | 日本 | 19,446,925,735 | 43.92 |
| | アメリカ | 1,100,000,000 | 2.48 |
| | 小計 | 20,546,925,735 | 46.40 |
| コマーシャルペーパー | 日本 | 1,999,907,892 | 4.52 |
| コール・ローン等、その他資産（負債控除後） | | 1,466,532,025 | 3.31 |
| 合計（純資産総額） | | 44,278,701,925 | 100.00 |

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 簿価 単価 （円） | 簿価 金額 （円） | 評価 単価 （円） | 評価 金額 （円） | 利率 （％） | 償還期限 | 投資 比率 （％） |
|------|-------|----------------------------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|------------|-----------------|
| 日本 | 社債券 | 第72回三菱商事株式会社無担保社債（担保提供制限等財務上特約無） | 2,100,000,000 | 100.09 | 2,102,037,312 | 100.09 | 2,102,037,312 | 1.310 | 2014/1/29 | 4.75 |
| 日本 | 社債券 | 第5回日本たばこ産業株式会社社債（一般担保付） | 2,000,000,000 | 100.41 | 2,008,397,762 | 100.41 | 2,008,397,762 | 1.128 | 2014/6/3 | 4.54 |
| 日本 | 国債証券 | 第323回利付国債（2年） | 2,000,000,000 | 100.01 | 2,000,374,480 | 100.01 | 2,000,374,480 | 0.100 | 2014/12/15 | 4.52 |
| 日本 | 社債券 | SUMITOMO MITSUBISHI FINANCE | 1,600,000,000 | 100.00 | 1,600,000,000 | 100.00 | 1,600,000,000 | 0.200 | 2014/5/9 | 3.61 |
| 日本 | 社債券 | MITSUBISHI UFJ LEASE & FIN | 1,600,000,000 | 100.00 | 1,600,000,000 | 100.00 | 1,600,000,000 | 0.203 | 2014/10/2 | 3.61 |
| 日本 | 社債券 | 第11回旭硝子株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付） | 1,500,000,000 | 100.10 | 1,501,503,573 | 100.10 | 1,501,503,573 | 1.278 | 2014/1/29 | 3.39 |
| 日本 | 地方債証券 | 名古屋市 平成15年度第2回事業公債 | 1,440,000,000 | 100.31 | 1,444,571,792 | 100.31 | 1,444,571,792 | 1.400 | 2014/3/31 | 3.26 |
| 日本 | 特殊債券 | 第39号商工債（1年） | 1,300,000,000 | 100.00 | 1,300,000,000 | 100.00 | 1,300,000,000 | 0.130 | 2014/5/15 | 2.94 |
| 日本 | 特殊債券 | 第13回日本政策投資銀行債券 | 1,200,000,000 | 100.31 | 1,203,780,405 | 100.31 | 1,203,780,405 | 1.590 | 2014/3/20 | 2.72 |
| 日本 | 特殊債券 | 第5回阪神高速度路債券 | 1,100,000,000 | 100.36 | 1,104,066,182 | 100.36 | 1,104,066,182 | 1.790 | 2014/3/20 | 2.49 |

| | | | | | | | | | | |
|------|----------------|--|---------------|--------|---------------|--------|---------------|-------|------------|------|
| アメリカ | 社債券 | M E C F I N A N C E U S A | 1,100,000,000 | 100.00 | 1,100,000,000 | 100.00 | 1,100,000,000 | 0.200 | 2014/11/10 | 2.48 |
| 日本 | 社債券 | 第16回KDDI 株式会社無担保社 債(社債間限定同 順位特約付) | 1,000,000,000 | 100.58 | 1,005,827,930 | 100.58 | 1,005,827,930 | 0.713 | 2014/12/19 | 2.27 |
| 日本 | 社債券 | 第46回株式会社 三井住友銀行無担 保社債(社債間限 定同順位特約付) | 1,000,000,000 | 100.33 | 1,003,340,636 | 100.33 | 1,003,340,636 | 1.260 | 2014/4/18 | 2.27 |
| 日本 | 社債券 | 第21回サント リー株式会社無担 保社債(社債間限 定同順位特約付) | 1,000,000,000 | 100.22 | 1,002,216,548 | 100.22 | 1,002,216,548 | 1.383 | 2014/3/5 | 2.26 |
| 日本 | 社債券 | 第12回東日本高 速道路株式会社社 債(一般担保付、 独立行政法人日本 高速道路保有・債 務返済機構重疊の 債務引受条項付) | 1,000,000,000 | 100.03 | 1,000,371,820 | 100.03 | 1,000,371,820 | 0.363 | 2014/3/20 | 2.26 |
| 日本 | 国債証券 | 第319回利付国 債(2年) | 1,000,000,000 | 100.00 | 1,000,087,560 | 100.00 | 1,000,087,560 | 0.100 | 2014/8/15 | 2.26 |
| 日本 | コマーシャル ペーパー | ホンダファイナ ンス | 1,000,000,000 | | 999,509,829 | | 999,978,027 | | 2014/1/7 | 2.26 |
| 日本 | コマーシャル ペーパー | N T T | 1,000,000,000 | | 999,918,910 | | 999,929,865 | | 2014/1/31 | 2.26 |
| 日本 | 国債証券 | 第420回国庫短 期証券 | 1,000,000,000 | 99.98 | 999,845,040 | 99.98 | 999,845,040 | | 2014/3/28 | 2.26 |
| 日本 | 社債券 | 第36回N T T ファイナンス株式 会社無担保社債 (社債間限定同順 位特約付) | 800,000,000 | 100.43 | 803,515,712 | 100.43 | 803,515,712 | 1.070 | 2014/6/20 | 1.81 |
| 日本 | 特殊債券 | 第23回鉄道建 設・運輸施設整備 支援機構債券 | 800,000,000 | 100.23 | 801,852,986 | 100.23 | 801,852,986 | 1.130 | 2014/3/20 | 1.81 |
| 日本 | 特殊債券 | 第240回信金中 金債(5年) | 760,000,000 | 100.71 | 765,467,370 | 100.71 | 765,467,370 | 0.900 | 2014/11/27 | 1.73 |
| 日本 | 社債券 | 第45回株式会社 三井住友銀行無担 保社債(社債間限 定同順位特約付) | 700,000,000 | 100.06 | 700,460,440 | 100.06 | 700,460,440 | 1.230 | 2014/1/20 | 1.58 |
| 日本 | 特殊債券 | 第10回公営企業 債券 | 600,000,000 | 100.76 | 604,569,552 | 100.76 | 604,569,552 | 1.770 | 2014/6/20 | 1.37 |
| 日本 | 社債券 | 第5回株式会社 ブリヂストン無担 保社債(社債間限 定同順位特約付) | 600,000,000 | 100.53 | 603,235,552 | 100.53 | 603,235,552 | 0.846 | 2014/9/30 | 1.36 |
| 日本 | 地方債証券 | 平成16年度第1 回埼玉県公募公債 | 600,000,000 | 100.44 | 602,659,475 | 100.44 | 602,659,475 | 1.500 | 2014/4/28 | 1.36 |
| 日本 | 特殊債券 | 第704号農林 債 | 600,000,000 | 100.08 | 600,524,809 | 100.08 | 600,524,809 | 1.300 | 2014/1/27 | 1.36 |
| 日本 | 社債券 | M I T S U B I S H I U F J L E A S E & F I N | 600,000,000 | 100.00 | 600,000,000 | 100.00 | 600,000,000 | 0.210 | 2014/5/8 | 1.36 |
| 日本 | 特殊債券 | 第4回株式会社 日本政策投資銀行無 担保社債(社債間 限定同順位特約 付) | 500,000,000 | 100.47 | 502,395,651 | 100.47 | 502,395,651 | 1.158 | 2014/6/20 | 1.13 |
| 日本 | 社債券 | 第16回三井物産 株式会社無担保社 債(社債間限定同 順位特約付) | 500,000,000 | 100.41 | 502,055,500 | 100.41 | 502,055,500 | 3.160 | 2014/2/17 | 1.13 |

□.種類別の投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|----|---------|
|----|---------|

| | |
|------------|-------|
| 国債証券 | 15.36 |
| 地方債証券 | 8.35 |
| 特殊債券 | 22.06 |
| 社債券 | 46.40 |
| コマーシャルペーパー | 4.52 |
| 合 計 | 96.69 |

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

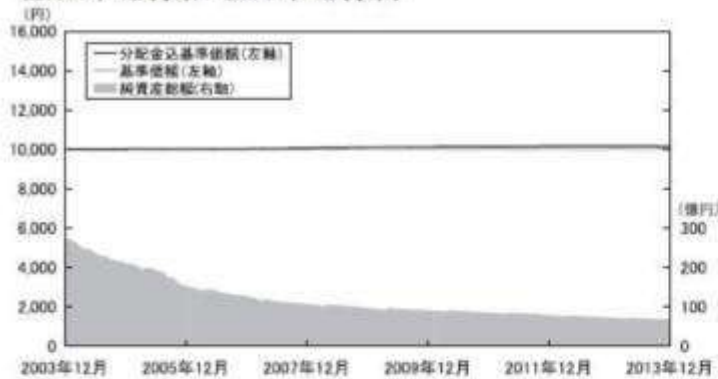
参考情報

運用実績

2013年12月30日現在

基準価額・純資産の推移

(2003年12月末～2013年12月末)



基準価額.....10,006円

純資産総額.....68.73億円

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

※分配金込基準価額は、2003年12月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金込基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移（税引前、1万口当たり）

| 年月 | 2009年4月 | 2010年4月 | 2011年4月 | 2012年4月 | 2013年4月 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 分配額 | 36.36円 | 20.03円 | 11.62円 | 10.12円 | 8.74円 |

主要な資産の状況

<信託財産の構成>

| | 評価額 | 組入比率 | デュレーション |
|-------|----------|-------|---------|
| 公社債 | 6,341百万円 | 92.3% | 0.42年 |
| 短期資産等 | 531百万円 | 7.7% | 0.03年 |
| 純資産総額 | 6,873百万円 | — | 0.39年 |

※当ファンドの実質組入比率です。

<組入上位銘柄>

当ファンド

| 順位 | 銘柄 | 種類 | クーポン | 償還期限 | 比率 |
|----|-------------------------|-----------|--------|-------------|--------|
| 1 | ボンド・マザーファンド | 親投資信託受益証券 | — | — | 40.01% |
| 2 | 第30回道路債券 | 特殊債券 | 1.760% | 2014年3月20日 | 2.92% |
| 3 | 第40号商工債（1年） | 特殊債券 | 0.120% | 2014年8月15日 | 2.91% |
| 4 | MEC FINANCE USA | 社債券 | 0.200% | 2014年11月10日 | 2.91% |
| 5 | SUMITOMO MITSUI FINANCE | 社債券 | 0.200% | 2014年5月9日 | 2.91% |
| 6 | SUMITOMO MITSUI FINANCE | 社債券 | 0.210% | 2014年6月17日 | 2.91% |

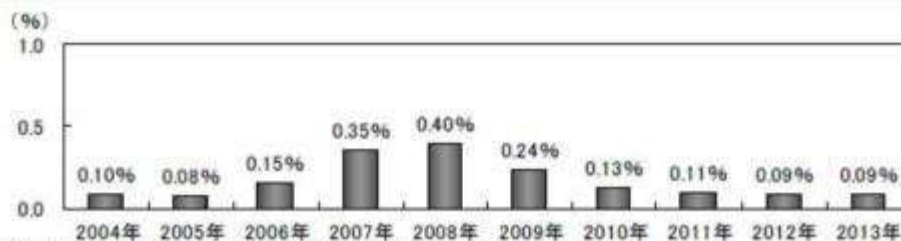
※当ファンドの対純資産総額比です。

ボンド・マザーファンド

| 順位 | 銘柄 | 種類 | クーポン | 償還期限 | 比率 |
|----|--------------------------------------|------|--------|-------------|-------|
| 1 | 第72回三菱商事株式会社無担保社債 （担保提供制限等財務上特約無） | 社債券 | 1.310% | 2014年1月29日 | 4.75% |
| 2 | 第5回日本たばこ産業株式会社社債（一般担保付） | 社債券 | 1.128% | 2014年6月3日 | 4.54% |
| 3 | 第323回利付国債（2年） | 国債証券 | 0.100% | 2014年12月15日 | 4.52% |
| 4 | SUMITOMO MITSUI FINANCE | 社債券 | 0.200% | 2014年5月9日 | 3.61% |
| 5 | MITSUBISHI UFJ LEASE&FIN | 社債券 | 0.203% | 2014年10月2日 | 3.61% |

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

- ・年1回の決算日（原則として4月19日）を取得申込受付日として、決算日の翌営業日に限定して追加設定を行いません。
- ・取得の申込みは、申込期間中の販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、取得申込受付日の販売会社が定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを今回の申込期間の受付分とします。

(5) 申込制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうために、取得の申込みには金額制限などを設ける場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

(7) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

(10) 財形貯蓄制度

- ・一定の要件に該当する場合は、財形貯蓄制度（勤労者財産形成貯蓄（財形貯蓄）、勤労者財産形成住宅貯蓄（財形住宅貯蓄）、勤労者財産形成年金貯蓄（財形年金貯蓄））をご利用になれます。
 - ・財形貯蓄制度（「財形住宅貯蓄」および「財形年金貯蓄」に限ります。）をご利用になる方は、お申込みの際に、財形住宅貯蓄扱いの場合は「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」および「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」を、財形年金貯蓄扱いの場合は「財産形成非課税年金貯蓄申告書」および「財産形成非課税年金貯蓄申込書」を提出していただきます。
 - ・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 財形貯蓄制度は、「勤労者財産形成促進法」に基づいて設けられた勤労者を対象とした制度です。

(11) マル優制度

- ・一定の要件に該当する場合は、マル優制度（少額貯蓄非課税制度）をご利用になれます。
- ・マル優制度をご利用になる方は、お申込みの際に「非課税貯蓄申告書」および「非課税貯蓄申込書」を提出していただきます。
- ・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、販売会社が定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約手数料

解約時に、下記の解約手数料がかかります。

昭和37年4月20日以前の取得分の解約

..... 1万口につき 26円25銭^{*1} (税抜25円)

昭和37年4月21日以降、平成13年4月19日以前の取得分の解約

..... 1万口につき 105円^{*2} (税抜100円)

平成13年4月20日以降、平成14年4月22日以前の取得分の解約

..... 1万口につき 10円50銭^{*3} (税抜10円)

平成14年4月23日以降の取得分(平成14年4月号からの新規設定分)の解約

..... 1万口につき 2円10銭^{*4} (税抜2円)

消費税率が8%になった場合は、以下の通りとなります。

* 1...27円、* 2...108円、* 3...10円80銭、* 4...2円16銭

ただし、販売会社にやむを得ない事情があるとき(販売会社が委託会社に申し出た場合に限りま

す。)は、解約手数料を徴収しないことができます。

(5) 解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>
 日興アセットマネジメント株式会社
 ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>
 コールセンター 電話番号 0120-25-1404
 午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税と解約手数料を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

<分配金再投資コース> 1口単位

<分配金受取りコース> 1万口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

<買取請求による換金>

(1) 買取りの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、販売会社が定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 買取制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の買取りには受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 買取手数料

買取時に、下記の買取手数料がかかります。

昭和37年4月20日以前の取得分の買取り

..... 1万口につき 26円25銭^{*1} (税抜25円)

昭和37年4月21日以降、平成13年4月19日以前の取得分の買取り

..... 1万口につき 105円^{*2}（税抜100円）
 平成13年4月20日以降、平成14年4月22日以前の取得分の買取り
 1万口につき 10円50銭^{*3}（税抜10円）
 平成14年4月23日以降の取得分（平成14年4月号からの新規設定分）の買取り
 1万口につき 2円10銭^{*4}（税抜2円）
 消費税率が8%になった場合は、以下の通りとなります。

* 1...27円、* 2...108円、* 3...10円80銭、* 4...2円16銭

(5) 買取価額

買取請求受付日の基準価額から所得税および地方税相当額を控除した価額とします。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、買取価額から買取手数料を控除した金額となります。

(7) 買取単位

< 分配金再投資コース > 1口単位

< 分配金受取りコース > 1万口単位

販売会社によっては、買取単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 受付の中止および取消

- ・販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。
- ・買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

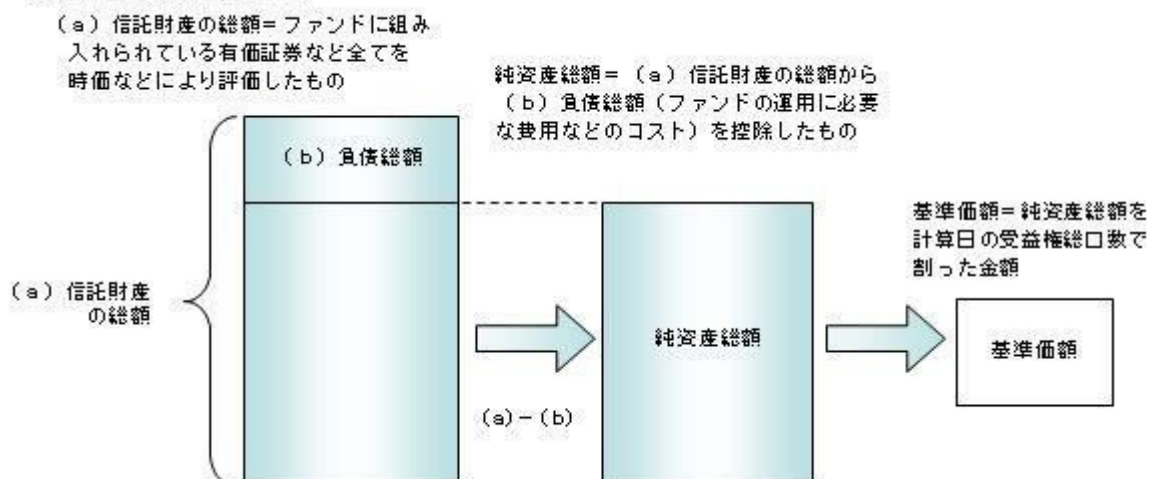
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

< 基準価額算出の流れ >



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

国内公社債

原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

- ・金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。)、銀行などの提示する価額(売気配相場を除きます。)

- ・価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(昭和36年4月24日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年4月20日から翌年4月19日(19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日)までとし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により受益権の口数が100億口を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)

- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。

- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

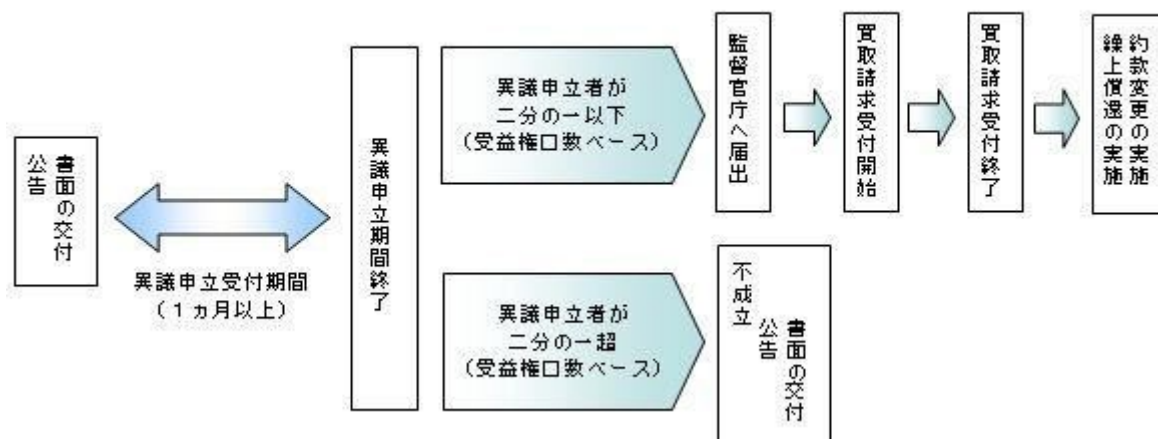
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)

- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
 - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第52期計算期間(平成24年 4月20日から平成25年 4月22日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【公社債投信 4月号】
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第51期 平成24年 4月19日現在 | 第52期 平成25年 4月22日現在 |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 337,905,835 | 286,778,611 |
| 国債証券 | 300,128,842 | 200,018,796 |
| 地方債証券 | 402,287,814 | 503,568,210 |
| 特殊債券 | 2,206,593,589 | 2,315,009,137 |
| 社債券 | 801,128,165 | 1,201,141,997 |
| 親投資信託受益証券 | 3,501,674,080 | 2,730,031,919 |
| 未収利息 | 4,972,577 | 4,834,282 |
| 前払費用 | 1,216,573 | 1,327,260 |
| 流動資産合計 | 7,555,907,475 | 7,242,710,212 |
| 資産合計 | 7,555,907,475 | 7,242,710,212 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 100,852,000 | 201,853,000 |
| 未払収益分配金 | 7,519,681 | 6,139,092 |
| 未払解約金 | 12,103,880 | 6,617,575 |
| 未払受託者報酬 | 331,600 | 265,642 |
| 未払委託者報酬 | 4,366,206 | 3,501,274 |
| その他未払費用 | 213,536 | 197,484 |
| 流動負債合計 | 125,386,903 | 218,574,067 |
| 負債合計 | 125,386,903 | 218,574,067 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 7,430,515,595 | 7,024,133,804 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 4,977 | 2,341 |
| 元本等合計 | 7,430,520,572 | 7,024,136,145 |
| 純資産合計 | 7,430,520,572 | 7,024,136,145 |
| 負債純資産合計 | 7,555,907,475 | 7,242,710,212 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第51期 | | 第52期 | |
|---|------|------------------------------|------|------------------------------|
| | 自 | 平成23年 4月20日 至 平成24年 4月19日 | 自 | 平成24年 4月20日 至 平成25年 4月22日 |
| 営業収益 | | | | |
| 受取利息 | | 31,869,347 | | 24,312,252 |
| 有価証券売買等損益 | | 18,683,996 | | 13,776,383 |
| 営業収益合計 | | 13,185,351 | | 10,535,869 |
| 営業費用 | | | | |
| 受託者報酬 | | 331,600 | | 265,642 |
| 委託者報酬 | | 4,366,206 | | 3,501,274 |
| その他費用 | | 237,416 | | 216,613 |
| 営業費用合計 | | 4,935,222 | | 3,983,529 |
| 営業利益又は営業損失() | | 8,250,129 | | 6,552,340 |
| 経常利益又は経常損失() | | 8,250,129 | | 6,552,340 |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 8,250,129 | | 6,552,340 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | | - | | - |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | | 1,090 | | 4,977 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | - | | - |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | - | | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | - | | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 726,561 | | 415,884 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 726,561 | | 415,884 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | - | | - |
| 分配金 | | 7,519,681 | | 6,139,092 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | | 4,977 | | 2,341 |

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>（1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>（2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>（3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> |
| 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>当ファンドの計算期間は原則として、毎年4月20日から翌年4月19日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成24年 4月20日から平成25年 4月22日までとなっております。</p> |

（ 貸借対照表に関する注記 ）

| | | 第51期 平成24年 4月19日現在 | 第52期 平成25年 4月22日現在 |
|----|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 1. | 期首元本額 | 8,201,584,891円 | 7,430,515,595円 |
| | 期中追加設定元本額 | 395,839,784円 | 387,876,046円 |
| | 期中一部解約元本額 | 1,166,909,080円 | 794,257,837円 |
| 2. | 受益権の総数 | 7,430,515,595口 | 7,024,133,804口 |

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

| 第51期 自 平成23年 4月20日 至 平成24年 4月19日 | | | 第52期 自 平成24年 4月20日 至 平成25年 4月22日 | | |
|--|-------------------------------|---------------------|--|-------------------------------|--------------------|
| 分配金の計算過程 | | | 分配金の計算過程 | | |
| A | 分配前 期末純資産総額 | 7,438,040,253円 | A | 分配前 期末純資産総額 | 7,030,275,237円 |
| B | 決算日 残存元本 | 7,430,515,595円 | B | 決算日 残存元本 | 7,024,133,804円 |
| C | 分配可能額 (A - B) | 7,524,658円 | C | 分配可能額 (A - B) | 6,141,433円 |
| D | 決算日 残存受益権口数 | 7,430,515,595口 | D | 決算日 残存受益権口数 | 7,024,133,804口 |
| E | 1口当たり分配金額 (C ÷ D) (1万口当たり) | 0.001012円 10.12円 | E | 1口当たり分配金額 (C ÷ D) (1万口当たり) | 0.000874円 8.74円 |
| F | 収益分配金額 | 7,519,681円 | F | 収益分配金額 | 6,139,092円 |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

| | 第51期 自 平成23年 4月20日 至 平成24年 4月19日 | 第52期 自 平成24年 4月20日 至 平成25年 4月22日 |
|-----------------------|---|--|
| 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。 | 同左 |
| 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| | 第51期 平成24年 4月19日現在 | 第52期 平成25年 4月22日現在 |
|-------------------------|--|---|
| 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 時価の算定方法 | (1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。 | (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左 |
| 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

（有価証券に関する注記）

第51期（平成24年4月19日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----|-------------------|
|----|-------------------|

| | |
|-----------|-----------|
| 国債証券 | 24,158 |
| 地方債証券 | 1,050,186 |
| 特殊債券 | 4,492,713 |
| 社債券 | 1,766,835 |
| 親投資信託受益証券 | 5,941,608 |
| 合計 | 1,392,284 |

第52期（平成25年4月22日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 国債証券 | 58,204 |
| 地方債証券 | 1,503,790 |
| 特殊債券 | 3,408,863 |
| 社債券 | 393,003 |
| 親投資信託受益証券 | 3,688,876 |
| 合計 | 1,674,984 |

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

| 第51期 平成24年 4月19日現在 | | 第52期 平成25年 4月22日現在 | |
|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| 1口当たり純資産額 | 1.0000円 | 1口当たり純資産額 | 1.0000円 |
| （1万口当たり純資産額） | （10,000円） | （1万口当たり純資産額） | （10,000円） |

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---------|---------------|-------------|-------------|----|
| 国債証券 | 第306回利付国債（2年） | 100,000,000 | 100,024,661 | |
| | 第315回利付国債（2年） | 100,000,000 | 99,994,135 | |
| 国債証券 合計 | | 200,000,000 | 200,018,796 | |
| 地方債証券 | 第598回東京都公募公債 | 100,000,000 | 100,072,685 | |
| | 第600回東京都公募公債 | 100,000,000 | 100,264,285 | |
| | 第604回東京都公募公債 | 200,000,000 | 201,872,320 | |
| | 第608回東京都公募公債 | 100,000,000 | 101,358,920 | |

| | | | |
|----------|---|---------------|---------------|
| 地方債証券 合計 | | 500,000,000 | 503,568,210 |
| 特殊債券 | 第26回道路債券 | 100,000,000 | 101,025,376 |
| | 第30回道路債券 | 200,000,000 | 202,886,208 |
| | 第5回阪神高速道路債券 | 100,000,000 | 101,523,237 |
| | 第32回中小企業債券 | 100,000,000 | 100,224,695 |
| | 第10回国際協力銀行債券 | 100,000,000 | 100,878,343 |
| | 第23回日本学生支援債券 | 100,000,000 | 100,031,800 |
| | 第26回日本学生支援債券 | 200,000,000 | 200,256,541 |
| | い第704号農林債 | 100,000,000 | 100,854,740 |
| | い第705号農林債 | 100,000,000 | 100,998,000 |
| | い第706号農林債 | 200,000,000 | 202,250,239 |
| | 第224回信金中金債（5年） | 100,000,000 | 100,343,775 |
| | 第229回信金中金債（5年） | 100,000,000 | 100,866,395 |
| | 第230回信金中金債（5年） | 200,000,000 | 201,713,114 |
| | 第231回信金中金債（5年） | 100,000,000 | 101,021,628 |
| | 第35号商工債（1年） | 100,000,000 | 100,000,000 |
| | 第36号商工債（1年） | 100,000,000 | 100,000,000 |
| | 第37号商工債（1年） | 100,000,000 | 100,000,000 |
| | 第38号商工債（1年） | 100,000,000 | 100,000,000 |
| | 第24回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 | 100,000,000 | 100,135,046 |
| | 特殊債券 合計 | | 2,300,000,000 |
| 社債券 | 第9回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付） | 200,000,000 | 200,089,121 |
| | MEC FINANCE USA | 200,000,000 | 200,000,000 |
| | MEC FINANCE USA | 100,000,000 | 100,000,000 |
| | MEC FINANCE USA | 100,000,000 | 100,015,274 |
| | 第15回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債（特定社債間限定同順位特約付） | 100,000,000 | 100,999,930 |
| | 第43回トヨタファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同等特約付） | 100,000,000 | 100,037,672 |
| | MITSUBISHI UFJ LEASE & FINANCE | 100,000,000 | 100,000,000 |
| | MITSUBISHI UFJ LEASE & FINANCE | 100,000,000 | 100,000,000 |
| | MITSUBISHI UFJ LEASE & FINANCE | 200,000,000 | 200,000,000 |
| 社債券 合計 | | 1,200,000,000 | 1,201,141,997 |

| | | | | |
|--------------|-------------|---------------|---------------|--|
| 親投資信託受益証券 | ボンド・マザーファンド | 2,634,911,610 | 2,730,031,919 | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | 2,634,911,610 | 2,730,031,919 | |
| 合計 | | 6,834,911,610 | 6,949,770,059 | |

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ボンド・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ボンド・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ボンド・マザーファンド

貸借対照表

| | (単位：円) | |
|-------------|----------------|----------------|
| | 平成24年 4月19日現在 | 平成25年 4月22日現在 |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 659,620,846 | 132,929,710 |
| 国債証券 | 3,101,193,400 | 1,499,646,228 |
| 地方債証券 | 13,726,550,262 | 4,096,982,846 |
| 特殊債券 | 24,816,136,842 | 14,263,566,364 |
| 社債券 | 12,719,479,870 | 20,674,081,633 |
| コマーシャル・ペーパー | - | 3,998,372,878 |
| 未収入金 | 2,003,090,000 | - |
| 未収利息 | 127,403,862 | 91,502,803 |
| 前払費用 | 12,715,708 | 18,472,546 |
| 流動資産合計 | 57,166,190,790 | 44,775,555,008 |
| 資産合計 | 57,166,190,790 | 44,775,555,008 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 流動負債合計 | - | - |
| 負債合計 | - | - |

平成24年 4月19日現在

平成25年 4月22日現在

| 純資産の部 | | |
|-------------|----------------|----------------|
| 元本等 | | |
| 元本 | 55,250,795,249 | 43,214,746,051 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 1,915,395,541 | 1,560,808,957 |
| 元本等合計 | 57,166,190,790 | 44,775,555,008 |
| 純資産合計 | 57,166,190,790 | 44,775,555,008 |
| 負債純資産合計 | 57,166,190,790 | 44,775,555,008 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------|---|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
|-----------------|---|

(貸借対照表に関する注記)

| | | 平成24年 4月19日現在 | 平成25年 4月22日現在 |
|----|--------------|-----------------|-----------------|
| 1. | 期首 | 平成23年 4月20日 | 平成24年 4月20日 |
| | 期首元本額 | 56,147,565,451円 | 55,250,795,249円 |
| | 期首からの追加設定元本額 | 9,608,349,106円 | 4,008,574,182円 |
| | 期首からの一部解約元本額 | 10,505,119,308円 | 16,044,623,380円 |
| | 元本の内訳 | | |
| | 公社債投信1月号 | 4,016,496,243円 | 3,170,413,654円 |
| | 公社債投信2月号 | 3,243,668,650円 | 2,555,030,349円 |
| | 公社債投信3月号 | 3,564,557,492円 | 2,716,555,521円 |
| | 公社債投信4月号 | 3,384,240,921円 | 2,634,911,610円 |
| | 公社債投信5月号 | 3,345,280,447円 | 2,639,408,856円 |
| | 公社債投信6月号 | 4,934,246,752円 | 3,858,456,454円 |
| | 公社債投信7月号 | 7,215,577,965円 | 5,573,004,026円 |
| | 公社債投信8月号 | 4,605,527,862円 | 3,551,945,871円 |
| | 公社債投信9月号 | 3,808,291,486円 | 2,979,689,073円 |
| | 公社債投信10月号 | 4,800,133,566円 | 3,849,816,636円 |
| | 公社債投信11月号 | 5,035,683,489円 | 3,936,633,715円 |
| | 公社債投信12月号 | 7,297,090,376円 | 5,748,880,286円 |

| | | | |
|----|--------|-----------------|-----------------|
| | 計 | 55,250,795,249円 | 43,214,746,051円 |
| 2. | 受益権の総数 | 55,250,795,249口 | 43,214,746,051口 |

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

| | 自 平成23年 4月20日 至 平成24年 4月19日 | 自 平成24年 4月20日 至 平成25年 4月22日 |
|-----------------------|---|--------------------------------|
| 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。 | 同左 |
| 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| | 平成24年 4月19日現在 | 平成25年 4月22日現在 |
|-------------------------|--|---|
| 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 時価の算定方法 | (1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。 | (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左 |
| 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

（有価証券に関する注記）

（平成24年4月19日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-------|-------------------|
| 国債証券 | 57,872 |
| 地方債証券 | 59,258,902 |
| 特殊債証券 | 91,255,708 |
| 社債証券 | 55,446,330 |
| 合計 | 206,018,812 |

（平成25年4月22日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-------|-------------------|
| 国債証券 | 370,728 |
| 地方債証券 | 13,699,318 |
| 特殊債証券 | 41,953,106 |
| 社債証券 | 70,914,367 |
| 合計 | 126,196,063 |

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

| 平成24年 4月19日現在 | | 平成25年 4月22日現在 | |
|---------------|-----------|---------------|-----------|
| 1口当たり純資産額 | 1.0347円 | 1口当たり純資産額 | 1.0361円 |
| （1万口当たり純資産額） | （10,347円） | （1万口当たり純資産額） | （10,361円） |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---------|--------------|---------------|---------------|----|
| 国債証券 | 第295回国庫短期証券 | 500,000,000 | 499,875,228 | |
| | 第361回国庫短期証券 | 1,000,000,000 | 999,771,000 | |
| 国債証券 合計 | | 1,500,000,000 | 1,499,646,228 | |
| 地方債証券 | 第596回東京都公募公債 | 206,920,000 | 206,934,030 | |
| | 第597回東京都公募公債 | 115,000,000 | 115,047,360 | |
| | 第600回東京都公募公債 | 100,000,000 | 100,265,713 | |
| | 第601回東京都公募公債 | 100,000,000 | 100,629,000 | |

| | | | | |
|-----------|--|---------------|---------------|--|
| | 第602回東京都公募公債 | 200,000,000 | 201,300,225 | |
| | 第603回東京都公募公債 | 300,000,000 | 302,452,444 | |
| | 第604回東京都公募公債 | 352,600,000 | 355,898,367 | |
| | 平成20年度第6回静岡県公募公債(5年) | 260,000,000 | 261,336,335 | |
| | 平成15年度第1回愛知県公募公債(10年) | 100,000,000 | 100,659,790 | |
| | 平成19年度第7回愛知県公募公債(5年) | 500,000,000 | 500,129,716 | |
| | 平成15年度第5回埼玉県公募公債 | 318,400,000 | 321,629,744 | |
| | 平成20年度第6回福岡県公募公債 | 300,000,000 | 301,783,828 | |
| | 第24回横浜市公募公債(5年) | 100,000,000 | 100,168,128 | |
| | 平成15年度第6回福岡市公募公債 | 424,200,000 | 428,448,790 | |
| | 東京都 公債第759回 | 700,000,000 | 700,299,376 | |
| 地方債証券 合計 | | 4,077,120,000 | 4,096,982,846 | |
| 特殊債券 | 第9回日本政策投資銀行債券 | 200,000,000 | 201,196,380 | |
| | 第13回日本政策投資銀行債券 | 1,000,000,000 | 1,012,981,680 | |
| | 第47回日本政策投資銀行債券 | 200,000,000 | 202,659,725 | |
| | 第26回道路債券 | 900,000,000 | 909,231,928 | |
| | 第30回道路債券 | 430,000,000 | 436,205,352 | |
| | 第8回公営企業債券 | 100,000,000 | 100,780,948 | |
| | 第7回首都高速道路債券 | 300,000,000 | 301,779,261 | |
| | 第3回阪神高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付) | 100,000,000 | 100,698,624 | |
| | 第5回阪神高速道路債券 | 1,000,000,000 | 1,015,232,370 | |
| | ろ号特別第32回 阪神高速道路債券 | 100,000,000 | 101,227,931 | |
| | 第16回株式会社日本政策金融公庫社債(一般担保付) | 100,000,000 | 100,012,386 | |
| | 第32回中小企業債券 | 300,000,000 | 300,660,619 | |
| | 第2回本州四国連絡橋債券 | 100,000,000 | 101,122,793 | |
| | 第5回住宅金融支援機構財形住宅債券 | 577,000,000 | 578,355,254 | |
| | 第6回農林漁業金融公庫債券 | 100,000,000 | 101,380,264 | |
| | 第5回新東京国際空港債券 | 1,000,000,000 | 1,009,574,696 | |
| | 第23回日本学生支援債券 | 300,000,000 | 300,095,400 | |
| | 第24回日本学生支援債券 | 800,000,000 | 799,551,204 | |
| | い第696号農林債 | 100,000,000 | 100,123,826 | |
| | い第697号農林債 | 650,000,000 | 651,572,516 | |
| い第700号農林債 | 100,000,000 | 100,557,240 | | |

| | | | | |
|-----|--|----------------|----------------|--|
| | い第702号農林債 | 300,000,000 | 302,538,510 | |
| | い第703号農林債 | 100,000,000 | 100,951,408 | |
| | い第704号農林債 | 600,000,000 | 605,193,109 | |
| | い第705号農林債 | 100,000,000 | 101,058,242 | |
| | い第706号農林債 | 200,000,000 | 202,182,025 | |
| | 第223回信金中金債（5年） | 200,000,000 | 200,493,510 | |
| | 第224回信金中金債（5年） | 300,000,000 | 301,031,062 | |
| | 第228回信金中金債（5年） | 300,000,000 | 302,376,492 | |
| | 第231回信金中金債（5年） | 1,200,000,000 | 1,212,715,712 | |
| | 第35号商工債（1年） | 300,000,000 | 300,000,000 | |
| | 第36号商工債（1年） | 500,000,000 | 500,000,000 | |
| | 第23回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 | 800,000,000 | 807,462,002 | |
| | 第27回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 | 800,000,000 | 802,563,895 | |
| | 特殊債券 合計 | 14,157,000,000 | 14,263,566,364 | |
| 社債券 | 第9回東日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付） | 400,000,000 | 400,070,268 | |
| | 第11回東日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付） | 100,000,000 | 100,198,568 | |
| | 第12回東日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付） | 1,000,000,000 | 1,001,479,360 | |
| | 第9回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付） | 700,000,000 | 699,951,852 | |
| | 第11回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付） | 500,000,000 | 500,734,696 | |
| | MEC FINANCE USA | 500,000,000 | 500,000,000 | |
| | MEC FINANCE USA | 1,000,000,000 | 1,000,151,636 | |
| | 第1回株式会社セブン&アイ・ホールディングス無担保社債（社債間限定同順位特約付） | 200,000,000 | 200,418,206 | |
| | 第8回旭硝子株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付） | 200,000,000 | 200,130,048 | |
| | 第11回旭硝子株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付） | 1,300,000,000 | 1,311,606,206 | |
| | 第5回株式会社小松製作所無担保社債（社債間限定同順位特約付） | 100,000,000 | 100,144,448 | |

| | | | |
|---|---------------|---------------|--|
| 第12回株式会社日立製作所無担保社債(社債間限定同順位特約付) | 1,200,000,000 | 1,200,696,162 | |
| 第7回トヨタ自動車株式会社無担保社債(社債間限定同等特約付) | 1,100,000,000 | 1,108,832,802 | |
| 第16回三井物産株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付) | 500,000,000 | 512,562,892 | |
| 第45回三井物産株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付) | 100,000,000 | 100,030,878 | |
| 第47回三井物産株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付) | 800,000,000 | 800,681,900 | |
| 第72回三菱商事株式会社無担保社債(担保提供制限等財務上特約無) | 100,000,000 | 100,941,016 | |
| 第12回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債(特定社債間限定同順位特約付) | 2,300,000,000 | 2,300,324,716 | |
| 第15回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債(特定社債間限定同順位特約付) | 100,000,000 | 101,028,790 | |
| 第44回株式会社三井住友銀行無担保社債(社債間限定同順位特約付) | 1,300,000,000 | 1,303,846,004 | |
| 第45回株式会社三井住友銀行無担保社債(社債間限定同順位特約付) | 700,000,000 | 705,812,920 | |
| 第12回株式会社ホンダファイナンス無担保社債(社債間限定同順位特約付) | 900,000,000 | 901,748,636 | |
| 第25回トヨタファイナンス株式会社無担保社債(社債間限定同等特約付) | 100,000,000 | 101,370,706 | |
| MITSUBISHI UFJ LEASE & FINANCE | 200,000,000 | 200,000,000 | |
| MITSUBISHI UFJ LEASE & FINANCE | 1,600,000,000 | 1,600,000,000 | |
| 第66回三菱地所株式会社無担保社債(担保提供制限等財務上特約無) | 200,000,000 | 200,059,314 | |
| 第40回小田急電鉄株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付) | 700,000,000 | 703,714,861 | |
| 第27回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債(社債間限定同順位特約付) | 300,000,000 | 301,640,577 | |
| 第61回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債(社債間限定同順位特約付) | 100,000,000 | 100,186,875 | |
| 第56回日本電信電話株式会社電信電話債券(一般担保付) | 300,000,000 | 301,758,256 | |
| 第6回KDDI株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付) | 100,000,000 | 100,229,250 | |
| 第8回KDDI株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付) | 500,000,000 | 503,727,934 | |

| | | | | |
|----------------|--|----------------|----------------|--|
| | 第16回株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ無担保社債（社債間限定同順位特約付） | 500,000,000 | 503,760,108 | |
| | 第24回東京瓦斯株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付） | 500,000,000 | 503,909,728 | |
| | 第27回大阪瓦斯株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付） | 400,000,000 | 402,332,020 | |
| 社債券 合計 | | 20,600,000,000 | 20,674,081,633 | |
| コマーシャル・ペーパー | トヨタファイナンス | 1,000,000,000 | 999,642,100 | |
| | ホンダファイナンス | 1,000,000,000 | 999,761,700 | |
| | ミツイスミトモ フィナンシャルリース | 2,000,000,000 | 1,998,969,078 | |
| コマーシャル・ペーパー 合計 | | 4,000,000,000 | 3,998,372,878 | |
| 合計 | | 44,334,120,000 | 44,532,649,949 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成25年4月23日から平成25年10月22日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【公社債投信 4月号】
（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

| 当中間計算期間末 平成25年10月22日現在 | |
|---------------------------|---------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 167,199,256 |
| 国債証券 | 399,999,076 |
| 地方債証券 | 201,086,473 |
| 特殊債券 | 1,706,179,006 |
| 社債券 | 1,702,782,512 |
| 親投資信託受益証券 | 2,811,896,905 |
| 未収利息 | 6,590,858 |
| 前払費用 | 605,206 |
| 流動資産合計 | 6,996,339,292 |
| 資産合計 | 6,996,339,292 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 720,714 |
| 未払受託者報酬 | 107,255 |
| 未払委託者報酬 | 1,415,482 |
| その他未払費用 | 93,883 |
| 流動負債合計 | 2,337,334 |
| 負債合計 | 2,337,334 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 6,990,793,125 |
| 剰余金 | |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 3,208,833 |
| 元本等合計 | 6,994,001,958 |
| 純資産合計 | 6,994,001,958 |
| 負債純資産合計 | 6,996,339,292 |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 当中間計算期間 自 平成25年 4月23日 至 平成25年10月22日 |
|---|---|
| 営業収益 | |
| 受取利息 | 15,122,030 |
| 有価証券売買等損益 | 10,206,082 |
| 営業収益合計 | 4,915,948 |
| 営業費用 | |
| 受託者報酬 | 107,255 |
| 委託者報酬 | 1,415,482 |
| その他費用 | 116,758 |
| 営業費用合計 | 1,639,495 |
| 営業利益又は営業損失() | 3,276,453 |
| 経常利益又は経常損失() | 3,276,453 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 3,276,453 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額() | - |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 2,341 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | - |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 69,961 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 69,961 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - |
| 分配金 | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 3,208,833 |

（ 3 ）【中間注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

| | |
|-----------------|---|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>（1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>（2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>（3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> |
|-----------------|---|

（ 中間貸借対照表に関する注記 ）

| | | 当中間計算期間末 平成25年10月22日現在 |
|----|-----------|---------------------------|
| 1. | 期首元本額 | 7,024,133,804円 |
| | 期中追加設定元本額 | 378,426,374円 |
| | 期中一部解約元本額 | 411,767,053円 |
| 2. | 受益権の総数 | 6,990,793,125口 |

（ 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

| |
|---|
| 当中間計算期間 自 平成25年 4月23日 至 平成25年10月22日 |
| 該当事項はありません。 |

（ 金融商品に関する注記 ）

金融商品の時価等に関する事項

| | |
|--|---------------------------|
| | 当中間計算期間末 平成25年10月22日現在 |
|--|---------------------------|

| | |
|-----------------------------|---|
| 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額は ありません。 |
| 時価の算定方法 | (1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載 しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品 の時価を帳簿価額としております。 |
| 金融商品の時価等に関する事項につい ての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理 的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条 件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること もあります。 |

(1口当たり情報)

| | |
|---------------------------|-----------|
| 当中間計算期間末 平成25年10月22日現在 | |
| 1口当たり純資産額 | 1.0005円 |
| (1万口当たり純資産額) | (10,005円) |

当ファンドは、「ボンド・マザーファンド」を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(参考)

ボンド・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

平成25年10月22日現在

| | |
|-------------|----------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 440,112,997 |
| 国債証券 | 1,799,966,105 |
| 地方債証券 | 4,663,991,381 |
| 特殊債券 | 13,627,811,822 |
| 社債券 | 23,364,410,890 |
| コマーシャル・ペーパー | 999,509,829 |
| 未収利息 | 95,382,905 |
| 前払費用 | 13,057,800 |
| 流動資産合計 | 45,004,243,729 |
| 資産合計 | 45,004,243,729 |

平成25年10月22日現在

| | |
|-------------|----------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 流動負債合計 | - |
| 負債合計 | - |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 43,405,072,135 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 1,599,171,594 |
| 元本等合計 | 45,004,243,729 |
| 純資産合計 | 45,004,243,729 |
| 負債純資産合計 | 45,004,243,729 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------|---|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
|-----------------|---|

(貸借対照表に関する注記)

| | | 平成25年10月22日現在 |
|----|--------------|-----------------|
| 1. | 期首 | 平成25年 4月23日 |
| | 期首元本額 | 43,214,746,051円 |
| | 期首からの追加設定元本額 | 3,599,816,504円 |
| | 期首からの一部解約元本額 | 3,409,490,420円 |
| | 元本の内訳 | |
| | 公社債投信 1月号 | 3,128,881,045円 |
| | 公社債投信 2月号 | 2,510,611,298円 |
| | 公社債投信 3月号 | 2,616,177,247円 |
| | 公社債投信 4月号 | 2,712,091,923円 |
| | 公社債投信 5月号 | 2,651,934,488円 |
| | 公社債投信 6月号 | 3,968,385,924円 |

| | |
|------------|-----------------|
| 公社債投信 7月号 | 5,816,994,337円 |
| 公社債投信 8月号 | 3,629,061,381円 |
| 公社債投信 9月号 | 2,975,758,525円 |
| 公社債投信 10月号 | 3,910,496,178円 |
| 公社債投信 11月号 | 3,844,908,430円 |
| 公社債投信 12月号 | 5,639,771,359円 |
| 計 | 43,405,072,135円 |
| 2. 受益権の総数 | 43,405,072,135口 |

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| | 平成25年10月22日現在 |
|-------------------------|--|
| 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 |
| 時価の算定方法 | <p>(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。</p> |
| 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

（1口当たり情報）

| 平成25年10月22日現在 | |
|---------------|-----------|
| 1口当たり純資産額 | 1.0368円 |
| (1万口当たり純資産額) | (10,368円) |

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2013年12月30日現在です。

【公社債投信 4月号】

【純資産額計算書】

| | |
|----------------|----------------|
| 資産総額 | 6,881,836,523円 |
| 負債総額 | 8,567,145円 |
| 純資産総額（ - ） | 6,873,269,378円 |
| 発行済口数 | 6,868,897,861口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.0006円 |

（参考）

ボンド・マザーファンド

純資産額計算書

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 44,479,625,925円 |
| 負債総額 | 200,924,000円 |
| 純資産総額（ - ） | 44,278,701,925円 |
| 発行済口数 | 42,694,232,130口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.0371円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとしします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとしします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

| | | |
|-------------|----------|-----------------|
| 平成25年12月末現在 | 資本金 | 17,363,045,900円 |
| | 発行可能株式総数 | 230,000,000株 |
| | 発行済株式総数 | 197,012,500株 |

過去5年間における主な資本金の増減

| 年月日 | 変更後（変更前） |
|------------|----------------------------------|
| 平成21年10月1日 | 17,363,045,900円（16,403,045,900円） |

(2) 会社の意思決定機関（平成25年12月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（平成25年12月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成25年12月末現在の投資信託などは次の通りです。

| 種 類 | ファンド本数 | 純資産額 (単位：億円) |
|-----|--------|-----------------|
| | | |

| | | | |
|---------|--|-----|--------|
| 投資信託総合計 | | 469 | 99,575 |
| 株式投資信託 | | 409 | 74,638 |
| 単位型 | | 46 | 953 |
| 追加型 | | 363 | 73,685 |
| 公社債投資信託 | | 60 | 24,936 |
| 単位型 | | 44 | 440 |
| 追加型 | | 16 | 24,496 |
| 投資法人合計 | | 1 | 85 |

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第54期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
 なお、当社の監査法人は次のとおり、交代しております。
 第53期事業年度 あらた監査法人
 第54期事業年度 有限責任 あずさ監査法人

（1）【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 第53期 (平成24年3月31日) | | 第54期 (平成25年3月31日) | |
|-----------|----------------------|--------|----------------------|--------|
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金・預金 | 3 | 17,352 | 3 | 15,820 |
| 前払費用 | | 332 | 3 | 380 |
| 未収入金 | | 1 | | 4 |
| 未収委託者報酬 | | 5,872 | | 7,472 |
| 未収収益 | 3 | 543 | 3 | 342 |
| 関係会社短期貸付金 | | 33 | | 606 |
| 立替金 | | 1,094 | | 335 |
| 繰延税金資産 | | 1,084 | | 869 |
| その他 | 2 | 30 | 2 | 30 |
| 流動資産合計 | | 26,345 | | 25,862 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | 1 | 66 | 1 | 48 |
| 器具備品 | 1 | 137 | 1 | 124 |
| 有形固定資産合計 | | 203 | | 172 |
| 無形固定資産 | | | | |
| ソフトウェア | | 72 | | 70 |
| 無形固定資産合計 | | 72 | | 70 |
| 投資その他の資産 | | | | |

| | | |
|------------|--------|--------|
| 投資有価証券 | 3,002 | 7,170 |
| 関係会社株式 | 24,320 | 22,935 |
| 関係会社長期貸付金 | 60 | 60 |
| 長期差入保証金 | 774 | 706 |
| 繰延税金資産 | 723 | 500 |
| 投資その他の資産合計 | 28,880 | 31,373 |
| 固定資産合計 | 29,156 | 31,616 |
| 資産合計 | 55,502 | 57,478 |

(単位：百万円)

| | 第53期 (平成24年3月31日) | 第54期 (平成25年3月31日) |
|-----------------|----------------------|----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 194 | 305 |
| 未払金 | 3,086 | 3,862 |
| 未払収益分配金 | 7 | 6 |
| 未払償還金 | 129 | 115 |
| 未払手数料 | 3 2,486 | 3 3,195 |
| その他未払金 | 462 | 545 |
| 未払費用 | 3 2,807 | 3 3,282 |
| 未払法人税等 | 1,295 | 589 |
| 未払消費税等 | 4 281 | 4 123 |
| 賞与引当金 | 2,039 | 1,770 |
| 役員賞与引当金 | 105 | 80 |
| 流動負債合計 | 9,809 | 10,012 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 907 | 1,001 |
| その他 | 55 | 55 |
| 固定負債合計 | 963 | 1,057 |
| 負債合計 | 10,773 | 11,070 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 17,363 | 17,363 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 5,220 | 5,220 |
| 資本剰余金合計 | 5,220 | 5,220 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 22,172 | 23,530 |
| 利益剰余金合計 | 22,172 | 23,530 |
| 自己株式 | 68 | 68 |
| 株主資本合計 | 44,687 | 46,045 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 42 | 362 |
| 評価・換算差額等合計 | 42 | 362 |

| | | |
|---------|--------|--------|
| 純資産合計 | 44,729 | 46,408 |
| 負債純資産合計 | 55,502 | 57,478 |

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

| | 第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 56,698 | 52,848 |
| その他営業収益 | 2,025 | 1,922 |
| 営業収益合計 | 58,724 | 54,771 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 29,251 | 26,955 |
| 広告宣伝費 | 673 | 649 |
| 公告費 | 3 | 7 |
| 調査費 | 11,397 | 10,797 |
| 調査費 | 719 | 691 |
| 委託調査費 | 10,660 | 10,089 |
| 図書費 | 18 | 17 |
| 委託計算費 | 348 | 406 |
| 営業雑経費 | 577 | 530 |
| 通信費 | 206 | 188 |
| 印刷費 | 247 | 214 |
| 協会費 | 43 | 46 |
| 諸会費 | 9 | 16 |
| その他 | 70 | 64 |
| 営業費用計 | 42,252 | 39,347 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 6,991 | 6,759 |
| 役員報酬 | 237 | 256 |
| 役員賞与引当金繰入額 | 105 | 80 |
| 給料・手当 | 4,508 | 4,565 |
| 賞与 | 101 | 87 |
| 賞与引当金繰入額 | 2,039 | 1,770 |
| 交際費 | 74 | 100 |
| 寄付金 | 111 | 66 |
| 旅費交通費 | 328 | 313 |
| 租税公課 | 145 | 188 |
| 不動産賃借料 | 749 | 753 |
| 退職給付費用 | 307 | 312 |
| 退職金 | 8 | 83 |
| 固定資産減価償却費 | 143 | 124 |
| 諸経費 | 3,110 | 3,061 |
| 一般管理費計 | 11,971 | 11,764 |
| 営業利益 | 4,500 | 3,659 |

(単位：百万円)

| | 第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|-------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業外収益 | | |

| | | | | |
|----------------|---|-------|---|-------|
| 受取利息 | | 15 | | 12 |
| 受取配当金 | 1 | 757 | 1 | 601 |
| 有価証券償還益 | | 19 | | - |
| 時効成立分配金・償還金 | | 35 | | 4 |
| 為替差益 | | - | | 64 |
| その他 | | 18 | | 16 |
| 営業外収益合計 | | 846 | | 699 |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 | | 10 | | 19 |
| 有価証券償還損 | | - | | 1 |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | | 77 | | 15 |
| 支払源泉所得税 | | 74 | | 55 |
| 為替差損 | | 35 | | - |
| 弁護士報酬等 | | 180 | | - |
| その他 | | 4 | | 2 |
| 営業外費用合計 | | 381 | | 93 |
| 経常利益 | | 4,965 | | 4,265 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | 1 | | 226 |
| 関係会社株式売却益 | | - | | 239 |
| 特別利益合計 | | 1 | | 465 |
| 特別損失 | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 0 | | 84 |
| 固定資産処分損 | | 6 | | 3 |
| 役員退職一時金 | | 369 | | 75 |
| 特別損失合計 | | 376 | | 163 |
| 税引前当期純利益 | | 4,590 | | 4,568 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,795 | | 1,480 |
| 法人税等調整額 | | 224 | | 260 |
| 法人税等合計 | | 2,020 | | 1,740 |
| 当期純利益 | | 2,570 | | 2,827 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 第53期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月 31日) | 第54期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月 31日) |
|----------|---|---|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 17,363 | 17,363 |
| 当期末残高 | 17,363 | 17,363 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | 5,220 | 5,220 |
| 当期末残高 | 5,220 | 5,220 |
| その他資本剰余金 | | |
| 当期首残高 | 4 | - |
| 当期変動額 | | |

| | | |
|----------|--------|--------|
| 自己株式の処分 | 4 | - |
| 当期変動額合計 | 4 | - |
| 当期末残高 | - | - |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 5,225 | 5,220 |
| 当期変動額 | | |
| 自己株式の処分 | 4 | - |
| 当期変動額合計 | 4 | - |
| 当期末残高 | 5,220 | 5,220 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 21,703 | 22,172 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,502 | 1,468 |
| 当期純利益 | 2,570 | 2,827 |
| 自己株式の処分 | 599 | - |
| 当期変動額合計 | 468 | 1,358 |
| 当期末残高 | 22,172 | 23,530 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 21,703 | 22,172 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,502 | 1,468 |
| 当期純利益 | 2,570 | 2,827 |
| 自己株式の処分 | 599 | - |
| 当期変動額合計 | 468 | 1,358 |
| 当期末残高 | 22,172 | 23,530 |

(単位：百万円)

| | 第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日) | 第54期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日) |
|--------------|---|---|
| 自己株式 | | |
| 当期首残高 | 68 | 68 |
| 当期変動額 | | |
| 自己株式の取得 | 8,700 | - |
| 自己株式の処分 | 8,700 | - |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 68 | 68 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 44,224 | 44,687 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,502 | 1,468 |
| 当期純利益 | 2,570 | 2,827 |
| 自己株式の取得 | 8,700 | - |
| 自己株式の処分 | 8,095 | - |
| 当期変動額合計 | 463 | 1,358 |
| 当期末残高 | 44,687 | 46,045 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |

| | | |
|-------------------------|--------|--------|
| 当期首残高 | 63 | 42 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 21 | 320 |
| 当期変動額合計 | 21 | 320 |
| 当期末残高 | 42 | 362 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 63 | 42 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 21 | 320 |
| 当期変動額合計 | 21 | 320 |
| 当期末残高 | 42 | 362 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 44,287 | 44,729 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,502 | 1,468 |
| 当期純利益 | 2,570 | 2,827 |
| 自己株式の取得 | 8,700 | - |
| 自己株式の処分 | 8,095 | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 21 | 320 |
| 当期変動額合計 | 441 | 1,678 |
| 当期末残高 | 44,729 | 46,408 |

重要な会計方針

| 項目 | 第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|-----------------|---|
| 1 資産の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p> |
| 2 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 4年～5年 器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> |
| 3 引当金の計上基準 | <p>(1) 賞与引当金</p> <p>従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。</p> |
|---------------------------|--|

会計方針の変更

| |
|---|
| <p>第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)</p> |
| <p>(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。</p> |

未適用の会計基準等

1. 「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）
- (1) 概要
当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法を変更し、開示項目を拡充するほか、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。
- (2) 適用予定日
当社は については、平成25年4月1日に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、については、平成26年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。
- (3) 当該会計基準等の適用による影響
当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

| 第53期 (平成24年3月31日) | 第54期 (平成25年3月31日) | | | | | | | | |
|--|--|----------|------|--------|--|----|----------|------|--------|
| <p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">1,012百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">590百万円</td> </tr> </table> | 建物 | 1,012百万円 | 器具備品 | 590百万円 | <p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">1,054百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">618百万円</td> </tr> </table> | 建物 | 1,054百万円 | 器具備品 | 618百万円 |
| 建物 | 1,012百万円 | | | | | | | | |
| 器具備品 | 590百万円 | | | | | | | | |
| 建物 | 1,054百万円 | | | | | | | | |
| 器具備品 | 618百万円 | | | | | | | | |
| <p>2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p> | <p>2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p> | | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| <p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>現金・預金 5,802百万円</p> <p>未収収益 217百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払手数料 42百万円</p> <p>未払費用 259百万円</p> <p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p> <p>5 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務110百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソンタワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務138百万円に対して保証を行っております。</p> | <p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>現金・預金 3,818百万円</p> <p>前払費用 2百万円</p> <p>未収収益 58百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払手数料 143百万円</p> <p>未払費用 297百万円</p> <p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p> <p>5 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務87百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソンタワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務243百万円に対して保証を行っております。</p> |
|---|---|

(損益計算書関係)

| 第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) | 第54期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) |
|--|--|
| <p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 743百万円</p> | <p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 552百万円</p> |

(株主資本等変動計算書関係)

第53期（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|---------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式（株） | 197,012,500 | - | - | 197,012,500 |

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|------------|------------|---------|
| 普通株式（株） | 109,600 | 14,283,400 | 14,283,400 | 109,600 |

(注) 自己株式の増加は、自己株式の取得であり、自己株式の減少は、自己株式の処分であります。

3 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高(百万円) |
|------------------------|------------------|--------------------|---------|---------|------------|---------------|
| | | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 | |
| 平成21年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | 19,328,100 | - | 112,200 | 19,215,900 | - |
| 平成21年度 ストックオプション(2) | 普通株式 | 1,702,800 | - | 26,400 | 1,676,400 | - |

| | | | | | | |
|------------------------|------|------------|-----------|---------|------------|---|
| 平成22年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | 2,310,000 | - | - | 2,310,000 | - |
| 第1回新株予約権 | 普通株式 | - | 2,955,200 | - | 2,955,200 | - |
| 平成23年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | - | 6,101,700 | 9,900 | 6,091,800 | - |
| 合計 | | 23,340,900 | 9,056,900 | 148,500 | 32,249,300 | - |

- (注) 1 平成21年度ストックオプション(1)及び平成21年度ストックオプション(2)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 2 第1回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。
- 3 平成23年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであり、減少は新株予約権の失効によるものであります。
- 4 平成21年度ストックオプション(1)9,837,300株、平成21年度ストックオプション(2)871,200株、平成22年度ストックオプション(1)1,155,000株及び第1回新株予約権2,955,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成23年5月23日 取締役会 | 普通株式 | 1,502 | 7.63 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月22日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成24年5月28日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 1,468 | 7.46 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月19日 |

第54期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|---------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式(株) | 197,012,500 | - | - | 197,012,500 |

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 普通株式(株) | 109,600 | - | - | 109,600 |

3 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高 (百万円) |
|------------------------|------------------|--------------------|---------|-----------|------------|-------------------|
| | | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 | |
| 平成21年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | 19,215,900 | - | 2,237,400 | 16,978,500 | - |

| | | | | | | |
|------------------------|------|------------|---|-----------|------------|---|
| 平成21年度 ストックオプション（2） | 普通株式 | 1,676,400 | - | 49,500 | 1,626,900 | - |
| 平成22年度 ストックオプション（1） | 普通株式 | 2,310,000 | - | - | 2,310,000 | - |
| 第1回新株予約権 | 普通株式 | 2,955,200 | - | - | 2,955,200 | - |
| 平成23年度 ストックオプション（1） | 普通株式 | 6,091,800 | - | 161,700 | 5,930,100 | - |
| 合計 | | 32,249,300 | - | 2,448,600 | 29,800,700 | - |

- (注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。
- 3 平成21年度ストックオプション(1)13,625,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,287,000株、平成22年度ストックオプション(1)1,732,500株及び第1回新株予約権2,955,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の 総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|---------------------|-----------------|------------|------------|
| 平成24年5月28日 取締役会 | 普通株式 | 1,468 | 7.46 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月19日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の 総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|---------------------|-----------------|------------|------------|
| 平成25年5月27日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 1,380 | 7.01 | 平成25年3月31日 | 平成25年6月18日 |

(リース取引関係)

| 第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | | 第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) | |
|---------------------------------------|----------|---------------------------------------|----------|
| オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 | | オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 | |
| 1年内 | 740百万円 | 1年内 | 750百万円 |
| 1年超 | 1,548百万円 | 1年超 | 807百万円 |
| 合計 | 2,288百万円 | 合計 | 1,558百万円 |

(金融商品関係)

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等によ

る信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表 計上額() | 時価() | 差額 |
|-----------------------|-----------------|---------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 17,352 | 17,352 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 5,872 | 5,872 | - |
| (3) 未収収益 | 543 | 543 | - |
| (4) 投資有価証券 その他有価証券 | 2,854 | 2,854 | - |
| (5) 関係会社株式 関連会社株式 | 1,404 | 1,615 | 210 |
| (6) 未払金 | (3,086) | (3,086) | - |
| (7) 未払費用 | (2,807) | (2,807) | - |

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、株式は市場価格、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額20,023百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------------|--------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 17,352 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 5,872 | - | - | - |
| 未収収益 | 543 | - | - | - |
| 投資有価証券 投資信託 | - | 362 | 479 | 439 |
| 合計 | 23,768 | 362 | 479 | 439 |

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュエーション・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表 計上額() | 時価() | 差額 |
|-------------|-----------------|---------|----|
| (1) 現金及び預金 | 15,820 | 15,820 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 7,472 | 7,472 | - |
| (3) 未収収益 | 342 | 342 | - |
| (4) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 7,091 | 7,091 | - |
| (5) 未払金 | (3,862) | (3,862) | - |
| (6) 未払費用 | (3,282) | (3,282) | - |

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額79百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額20,042百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------------|--------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 15,820 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 7,472 | - | - | - |
| 未収収益 | 342 | - | - | - |
| 投資有価証券 投資信託 | - | 385 | 1,299 | 920 |
| 合計 | 23,635 | 385 | 1,299 | 920 |

(有価証券関係)

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------|----------|-------|-----|
| 関連会社株式 | 1,404 | 1,615 | 210 |
| 合計 | 1,404 | 1,615 | 210 |

(注)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 子会社株式 | 20,023 |
| 関連会社株式 | 2,892 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------------------------------|-----|----------|-------|-----|
| 貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの | 株式 | 35 | 7 | 28 |
| | その他 | 1,177 | 999 | 177 |
| | 小計 | 1,212 | 1,006 | 206 |
| 貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの | その他 | 1,642 | 1,784 | 141 |
| | 小計 | 1,642 | 1,784 | 141 |
| | 合計 | 2,854 | 2,790 | 64 |

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|-----|---------|---------|
| 投資信託 | 112 | 1 | 0 |
| 合計 | 112 | 1 | 0 |

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 子会社株式 | 20,042 |
| 関連会社株式 | 2,892 |

2 その他有価証券

(単位：百万円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|-----|----------|-------|-----|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | その他 | 6,366 | 5,708 | 658 |
| | 小計 | 6,366 | 5,708 | 658 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他 | 724 | 821 | 96 |
| | 小計 | 724 | 821 | 96 |
| 合計 | | 7,091 | 6,529 | 561 |

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 79百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|-------|---------|---------|
| 株式 | 43 | 35 | 67 |
| 投資信託 | 1,099 | 190 | 17 |
| 合計 | 1,143 | 226 | 84 |

(持分法損益等)

| 第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) | 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) |
| (1) 関連会社に対する投資の金額 4,407 | (1) 関連会社に対する投資の金額 3,069 |
| (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 6,834 | (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 6,280 |
| (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 927 | (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,159 |

（退職給付関係）

| 第53期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) | 第54期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----|-------------|-----|---------------|----|-------------|-----|--------|----|--------|----|------------------|----|-----------------|-----|------------|-----|------------------|--------|-------|------|-----------------|-----|--|----------|-------|-------------|-------|---------------|----|-------------|-------|--------|-----|--------|----|------------------|----|-----------------|-----|------------|-----|------------------|--------|-------|------|-----------------|-----|
| <p>1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバ ランスプラン型退職金制度を設けております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>イ 退職給付債務</td><td>985</td></tr> <tr><td>ロ 未積立退職給付債務</td><td>985</td></tr> <tr><td>ハ 未認識数理計算上の差異</td><td>77</td></tr> <tr><td>ニ 退職給付引当金残高</td><td>907</td></tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>イ 勤務費用</td><td>97</td></tr> <tr><td>ロ 利息費用</td><td>14</td></tr> <tr><td>ハ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>27</td></tr> <tr><td>ニ 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>168</td></tr> <tr><td>ホ 退職給付費用合計</td><td>307</td></tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table border="0"> <tr><td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr><td>ロ 割引率</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>ハ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table> | イ 退職給付債務 | 985 | ロ 未積立退職給付債務 | 985 | ハ 未認識数理計算上の差異 | 77 | ニ 退職給付引当金残高 | 907 | イ 勤務費用 | 97 | ロ 利息費用 | 14 | ハ 数理計算上の差異の費用処理額 | 27 | ニ 確定拠出型企業年金への掛金 | 168 | ホ 退職給付費用合計 | 307 | イ 退職給付見込額の期間配分方法 | 勤続期間比例 | ロ 割引率 | 1.4% | ハ 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 | <p>1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバ ランスプラン型退職金制度を設けております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>イ 退職給付債務</td><td>1,101</td></tr> <tr><td>ロ 未積立退職給付債務</td><td>1,101</td></tr> <tr><td>ハ 未認識数理計算上の差異</td><td>99</td></tr> <tr><td>ニ 退職給付引当金残高</td><td>1,001</td></tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>イ 勤務費用</td><td>102</td></tr> <tr><td>ロ 利息費用</td><td>13</td></tr> <tr><td>ハ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>24</td></tr> <tr><td>ニ 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>171</td></tr> <tr><td>ホ 退職給付費用合計</td><td>312</td></tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table border="0"> <tr><td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr><td>ロ 割引率</td><td>0.9%</td></tr> <tr><td>ハ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table> | イ 退職給付債務 | 1,101 | ロ 未積立退職給付債務 | 1,101 | ハ 未認識数理計算上の差異 | 99 | ニ 退職給付引当金残高 | 1,001 | イ 勤務費用 | 102 | ロ 利息費用 | 13 | ハ 数理計算上の差異の費用処理額 | 24 | ニ 確定拠出型企業年金への掛金 | 171 | ホ 退職給付費用合計 | 312 | イ 退職給付見込額の期間配分方法 | 勤続期間比例 | ロ 割引率 | 0.9% | ハ 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 |
| イ 退職給付債務 | 985 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 未積立退職給付債務 | 985 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ 未認識数理計算上の差異 | 77 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ニ 退職給付引当金残高 | 907 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 勤務費用 | 97 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 利息費用 | 14 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ 数理計算上の差異の費用処理額 | 27 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ニ 確定拠出型企業年金への掛金 | 168 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ホ 退職給付費用合計 | 307 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 退職給付見込額の期間配分方法 | 勤続期間比例 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 割引率 | 1.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 退職給付債務 | 1,101 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 未積立退職給付債務 | 1,101 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ 未認識数理計算上の差異 | 99 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ニ 退職給付引当金残高 | 1,001 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 勤務費用 | 102 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 利息費用 | 13 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ 数理計算上の差異の費用処理額 | 24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ニ 確定拠出型企業年金への掛金 | 171 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ホ 退職給付費用合計 | 312 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 退職給付見込額の期間配分方法 | 勤続期間比例 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 割引率 | 0.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（ストックオプション等関係）

第53期(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1)ストックオプション(新株予約権)の内容

| | 平成21年度ストックオプション(1) | 平成21年度ストックオプション(2) |
|--------------------------|--|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社及び関係会社 の 取締役・従業員 271名 | 当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) | 普通株式 19,724,100株 | 普通株式 1,702,800株 |
| 付与日 | 平成22年 2月 8日 | 平成22年 8月20日 |
| 権利確定条件 | 平成24年 1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 | 同左 |
| 対象勤務期間 | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで | 同左 |
| 権利行使期間 | 平成24年 1月22日から 平成32年 1月21日まで | 同左 |

| | 平成22年度ストックオプション(1) | 平成23年度ストックオプション(1) |
|--|--------------------|--------------------|
| | | |

| | | |
|-------------------------|--|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の従業員 1名 | 当社及び関係会社の取締役・従業員 186名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数（注） | 普通株式 2,310,000株 | 普通株式 6,101,700株 |
| 付与日 | 平成22年 8月20日 | 平成23年10月7日 |
| 権利確定条件 | 平成24年 1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 | 平成25年10月 7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 |
| 対象勤務期間 | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで |
| 権利行使期間 | 平成24年 1月22日から 平成32年 1月21日まで | 平成25年10月 7日から 平成33年10月 6日まで |

（注） 株式数に換算して記載しております。

（2）ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

| | 平成21年度ストックオプション(1) | 平成21年度ストックオプション(2) |
|----------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年 2月 8日 | 平成22年 8月20日 |
| 権利確定前(株) | | |
| 期首 | 19,328,100 | 1,702,800 |
| 付与 | 0 | 0 |
| 失効 | 112,200 | 26,400 |
| 権利確定 | 0 | 0 |
| 権利未確定残 | 19,215,900 | 1,676,400 |
| 権利確定後(株) | | |
| 期首 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利未行使残 | - | - |

| | 平成22年度ストックオプション(1) | 平成23年度ストックオプション(1) |
|----------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年 8月20日 | 平成23年10月 7日 |
| 権利確定前(株) | | |
| 期首 | 2,310,000 | - |
| 付与 | 0 | 6,101,700 |
| 失効 | 0 | 9,900 |
| 権利確定 | 0 | 0 |
| 権利未確定残 | 2,310,000 | 6,091,800 |
| 権利確定後(株) | | |
| 期首 | - | - |
| 権利確定 | - | - |

| | | |
|--------|---|---|
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利未行使残 | - | - |

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

| | 平成21年度ストックオプション(1) | 平成21年度ストックオプション(2) |
|-------------------------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年 2 月 8 日 | 平成22年 8 月20日 |
| 権利行使価格(円) | 625 | 625 |
| 付与日における公正な評価単価(円) (注) 1 | 0 | 0 |

| | 平成22年度ストックオプション(1) | 平成23年度ストックオプション(1) |
|-------------------------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年 8 月20日 | 平成23年10月7日 |
| 権利行使価格(円) | 625 | 737 (注) 3 |
| 付与日における公正な評価単価(円) (注) 1 | 0 | 0 |

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円
- 3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第54期(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

| | 平成21年度ストックオプション(1) | 平成21年度ストックオプション(2) |
|--------------------------|---|--------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名 | 当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) | 普通株式 19,724,100株 | 普通株式 1,702,800株 |
| 付与日 | 平成22年 2 月 8 日 | 平成22年 8 月20日 |
| 権利確定条件 | 平成24年 1 月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 | 同左 |
| 対象勤務期間 | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで | 同左 |
| 権利行使期間 | 平成24年 1 月22日から 平成32年 1 月21日まで | 同左 |

| | 平成22年度ストックオプション(1) | 平成23年度ストックオプション(1) |
|-------------------------|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の従業員 1名 | 当社及び関係会社の取締役・従業員 186名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数（注） | 普通株式 2,310,000株 | 普通株式 6,101,700株 |
| 付与日 | 平成22年8月20日 | 平成23年10月7日 |
| 権利確定条件 | 平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 | 平成25年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 |
| 対象勤務期間 | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで |
| 権利行使期間 | 平成24年1月22日から平成32年1月21日まで | 平成25年10月7日から平成33年10月6日まで |

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) スtockオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

| | 平成21年度ストックオプション(1) | 平成21年度ストックオプション(2) |
|----------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年2月8日 | 平成22年8月20日 |
| 権利確定前(株) | | |
| 期首 | 19,215,900 | 1,676,400 |
| 付与 | 0 | 0 |
| 失効 | 2,237,400 | 49,500 |
| 権利確定 | 0 | 0 |
| 権利未確定残 | 16,978,500 | 1,626,900 |
| 権利確定後(株) | | |
| 期首 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利未行使残 | - | - |

| | 平成22年度ストックオプション(1) | 平成23年度ストックオプション(1) |
|----------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年8月20日 | 平成23年10月7日 |
| 権利確定前(株) | | |
| 期首 | 2,310,000 | 6,091,800 |
| 付与 | 0 | 0 |
| 失効 | 0 | 161,700 |
| 権利確定 | 0 | 0 |
| 権利未確定残 | 2,310,000 | 5,930,100 |
| 権利確定後(株) | | |

| | | |
|--------|---|---|
| 期首 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利未行使残 | - | - |

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

| | 平成21年度ストックオプション(1) | 平成21年度ストックオプション(2) |
|-------------------------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年 2 月 8 日 | 平成22年 8 月20日 |
| 権利行使価格(円) | 625 | 625 |
| 付与日における公正な評価単価(円) (注) 1 | 0 | 0 |

| | 平成22年度ストックオプション(1) | 平成23年度ストックオプション(1) |
|-------------------------|--------------------|--------------------|
| 付与日 | 平成22年 8 月20日 | 平成23年10月7日 |
| 権利行使価格(円) | 625 | 737 (注) 3 |
| 付与日における公正な評価単価(円) (注) 1 | 0 | 0 |

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円
- 3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

| | |
|------------------------|------------------------|
| 第53期 (平成24年 3 月31日) | 第54期 (平成25年 3 月31日) |
|------------------------|------------------------|

| 第53期 (平成24年3月31日) | 第54期 (平成25年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------|-----|-----|-----|----|-------|-----------|----|-----------|-----|------------|-----|-------------|-----|-----|----|----|-----|--|-------|--------|----|----------|-------|--------------|----|----------|----|--|-------|----------------|-------|--------------------|------|----------------------|------|----------------------|------|-----------------|------|-------------------|-------|--|------------|-----|-----|-----|----|-----|-----------|-----|------------|-----|-------------|-----|-----|----|----|-----|--|-------|--------|----|----------|-------|--------------|-----|----------|-----|--|-------|
| <p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>繰延税金資産(流動)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">775</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">309</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,084</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産(固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">52</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">205</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">329</td> </tr> <tr> <td>固定資産減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">190</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">28</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">806</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産小計</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">1,890</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">61</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,829</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債(固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">22</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産の純額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,807</td> </tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.6%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.5%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">5.6%</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">3.8%</td> </tr> <tr> <td>海外子会社の留保利益の影響額等</td> <td style="text-align: right;">2.7%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">44.0%</td> </tr> </table> | 賞与引当金繰入超過額 | 775 | その他 | 309 | 小計 | 1,084 | 投資有価証券評価損 | 52 | 関係会社株式評価損 | 205 | 退職給付引当金超過額 | 329 | 固定資産減価償却超過額 | 190 | その他 | 28 | 小計 | 806 | | 1,890 | 評価性引当金 | 61 | 繰延税金資産合計 | 1,829 | その他有価証券評価差額金 | 22 | 繰延税金負債合計 | 22 | | 1,807 | 法定実効税率 (調整) | 40.6% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.5% | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 5.6% | 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 3.8% | 海外子会社の留保利益の影響額等 | 2.7% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 44.0% | <p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>繰延税金資産(流動)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">672</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">196</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">869</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産(固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">149</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">361</td> </tr> <tr> <td>固定資産減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">174</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">75</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">760</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産小計</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">1,630</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">61</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,568</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債(固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">199</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">199</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産の純額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,369</td> </tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p> | 賞与引当金繰入超過額 | 672 | その他 | 196 | 小計 | 869 | 投資有価証券評価損 | 149 | 退職給付引当金超過額 | 361 | 固定資産減価償却超過額 | 174 | その他 | 75 | 小計 | 760 | | 1,630 | 評価性引当金 | 61 | 繰延税金資産合計 | 1,568 | その他有価証券評価差額金 | 199 | 繰延税金負債合計 | 199 | | 1,369 |
| 賞与引当金繰入超過額 | 775 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 309 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | 1,084 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資有価証券評価損 | 52 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係会社株式評価損 | 205 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付引当金超過額 | 329 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産減価償却超過額 | 190 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 28 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | 806 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1,890 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当金 | 61 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 1,829 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | 22 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債合計 | 22 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1,807 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法定実効税率 (調整) | 40.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 5.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 3.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海外子会社の留保利益の影響額等 | 2.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 44.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賞与引当金繰入超過額 | 672 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 196 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | 869 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資有価証券評価損 | 149 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付引当金超過額 | 361 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産減価償却超過額 | 174 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 75 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | 760 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1,630 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当金 | 61 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 1,568 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | 199 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債合計 | 199 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1,369 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 第53期 (平成24年3月31日) | 第54期 (平成25年3月31日) |
|----------------------|----------------------|
|----------------------|----------------------|

| | |
|---|--|
| <p>3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。</p> <p>その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が170百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が174百万円、その他有価証券評価差額金額が4百万円、それぞれ増加しております。</p> | |
|---|--|

（関連当事者情報）

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|----------------|--------|---------------|-------|---------------------|---------------|-------------|-----------|----|-----------|
| 親会社 | 住友信託銀行株式会社(注)3 | 大阪市中央区 | 342,037 | 信託銀行業 | (被所有) 直接 91.34 (注)2 | 投資信託受益証券の募集販売 | 自己株式の取得(注)1 | 8,700 | - | - |

上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておりません。

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 当社株式14,283,400株を1株につき609.10円で取得したものであります。
- 2 議決権等の被所有割合は、自己株式(109,600株)を控除して計算しております。
- 3 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社を吸収合併し、三井住友信託銀行株式会社に社名を変更しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千SGD) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|--|---------|----------------|-------------|-------------------|-----------|------------------|-----------|----|-----------|
| 子会社 | Nikko Asset Management International Limited | シンガポール国 | 252,000 | アセットマネジメント業 | 直接 100.00 | - | 増資の引受(注)1 | 8,095 | - | - |
| | | | | | | | 株式売買代金相当額の引受(注)2 | 8,095 | - | - |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 Nikko Asset Management Singapore Limitedの行った137,000,000株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。なお、Nikko Asset Management Singapore Limitedは、当事業年度中にNikko Asset Management International Limited に社名を変更しております。
- 2 DBS Asset Management Ltd（現社名Nikko Asset Management Asia Limited）株式の売買代金相当額をNikko Asset Management Singapore Limited（現社名Nikko Asset Management International Limited）から当社が受領したものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成23年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

| | |
|-------|----------|
| 資産合計 | 9,309百万円 |
| 負債合計 | 1,103百万円 |
| 純資産合計 | 8,206百万円 |

| | |
|----------|----------|
| 営業収益 | 7,961百万円 |
| 税引前当期純利益 | 2,868百万円 |
| 当期純利益 | 2,181百万円 |

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金は出資金(千SGD) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|--|---------|---------------|-------------|-------------------|-----------|-----------------------|--------------------|-----------|--------------------|
| 子会社 | Nikko Asset Management International Limited | シンガポール国 | 252,000 | アセットマネジメント業 | 直接100.00 | 資金の貸付 | 資金の貸付(シンガポールドル貸建)(注1) | 525 (千SGD8,000) | 関係会社短期貸付金 | 606 (千SGD8,000) |
| | | | | | | | 貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1) | 5 (千SGD76) | 未収収益 | 5 (千SGD76) |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成24年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

| | |
|-------|-----------|
| 資産合計 | 10,930百万円 |
| 負債合計 | 1,103百万円 |
| 純資産合計 | 9,826百万円 |

| | |
|----------|----------|
| 営業収益 | 7,917百万円 |
| 税引前当期純利益 | 2,801百万円 |
| 当期純利益 | 2,091百万円 |

(セグメント情報等)

セグメント情報

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しておりません。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しておりません。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 項目 | 第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 227円16銭 | 235円69銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 13円09銭 | 14円35銭 |

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|-------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1株当たり当期純利益金額 | | |
| 当期純利益(百万円) | 2,570 | 2,827 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益(百万円) | 2,570 | 2,827 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 196,278 | 196,903 |

| | | |
|--|---|---|
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 平成21年度ストックオプション(1) 19,215,900株、平成21年度ストックオプション(2) 1,676,400株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 6,091,800株 | 平成21年度ストックオプション(1) 16,978,500株、平成21年度ストックオプション(2) 1,626,900株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 5,930,100株 |
|--|---|---|

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 第53期 (平成24年3月31日) | 第54期 (平成25年3月31日) |
|---------------------------------|----------------------|----------------------|
| 純資産の部の合計額(百万円) | 44,729 | 46,408 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る期末の純資産額(百万円) | 44,729 | 46,408 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株) | 196,903 | 196,903 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

1 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第55期中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

| | | 第55期中間会計期間 (平成25年9月30日) |
|-----------|---|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 16,689 |
| 未収委託者報酬 | | 6,483 |
| 未収収益 | | 570 |
| 関係会社短期貸付金 | | 850 |
| 繰延税金資産 | | 526 |
| その他 | 2 | 786 |
| 流動資産合計 | | 25,905 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 192 |
| 無形固定資産 | | 81 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 7,723 |
| 関係会社株式 | | 22,935 |

| | |
|------------|--------|
| 関係会社長期貸付金 | 60 |
| 長期差入保証金 | 686 |
| 繰延税金資産 | 552 |
| 投資その他の資産合計 | 31,958 |
| 固定資産合計 | 32,233 |
| 資産合計 | 58,138 |

(単位：百万円)

第55期中間会計期間
(平成25年9月30日)

| | |
|--------------|--------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 3,260 |
| 未払費用 | 3,331 |
| 未払法人税等 | 1,288 |
| 未払消費税等 | 3 266 |
| 賞与引当金 | 881 |
| 役員賞与引当金 | 170 |
| その他 | 303 |
| 流動負債合計 | 9,501 |
| 固定負債 | |
| 退職給付引当金 | 1,032 |
| その他 | 55 |
| 固定負債合計 | 1,088 |
| 負債合計 | 10,590 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 17,363 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 5,220 |
| 資本剰余金合計 | 5,220 |
| 利益剰余金 | |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 24,690 |
| 利益剰余金合計 | 24,690 |
| 自己株式 | 68 |
| 株主資本合計 | 47,206 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 342 |
| 評価・換算差額等合計 | 342 |
| 純資産合計 | 47,548 |
| 負債純資産合計 | 58,138 |

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第55期中間会計期間
(自 平成25年 4月 1日
至 平成25年 9月30日)

| | | |
|--------------|---|--------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 32,440 |
| その他営業収益 | | 1,179 |
| 営業収益合計 | | 33,620 |
| 営業費用及び一般管理費 | 1 | 30,198 |
| 営業利益 | | 3,421 |
| 営業外収益 | 2 | 822 |
| 営業外費用 | 3 | 89 |
| 経常利益 | | 4,155 |
| 特別利益 | 4 | 56 |
| 特別損失 | 5 | 35 |
| 税引前中間純利益 | | 4,175 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,333 |
| 法人税等調整額 | | 302 |
| 中間純利益 | | 2,540 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

第55期中間会計期間
(自 平成25年 4月 1日
至 平成25年 9月30日)

| | | |
|-----------|--|--------|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | | 17,363 |
| 当中間期末残高 | | 17,363 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | | 5,220 |
| 当中間期末残高 | | 5,220 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | | 5,220 |
| 当中間期末残高 | | 5,220 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | | 23,530 |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | | 1,380 |
| 中間純利益 | | 2,540 |
| 当中間期変動額合計 | | 1,160 |
| 当中間期末残高 | | 24,690 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | | 23,530 |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | | 1,380 |
| 中間純利益 | | 2,540 |
| 当中間期変動額合計 | | 1,160 |
| 当中間期末残高 | | 24,690 |

(単位：百万円)

第55期中間会計期間
(自 平成25年 4月 1日
至 平成25年 9月30日)

| | |
|---------------------------|--------|
| 自己株式 | |
| 当期首残高 | 68 |
| 当中間期末残高 | 68 |
| 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 46,045 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 1,380 |
| 中間純利益 | 2,540 |
| 当中間期変動額合計 | 1,160 |
| 当中間期末残高 | 47,206 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | 362 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | 19 |
| 当中間期変動額合計 | 19 |
| 当中間期末残高 | 342 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 362 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | 19 |
| 当中間期変動額合計 | 19 |
| 当中間期末残高 | 342 |
| 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 46,408 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 1,380 |
| 中間純利益 | 2,540 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | 19 |
| 当中間期変動額合計 | 1,140 |
| 当中間期末残高 | 47,548 |

重要な会計方針

| 項目 | 第55期中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日) |
|-----------------|--|
| 1 資産の評価基準及び評価方法 | 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 |

| | |
|-----------------------------|---|
| | <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p> |
| 2 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> |
| 3 引当金の計上基準 | <p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> |
| 4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。</p> |

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| 第55期中間会計期間 (平成25年9月30日) | |
|----------------------------|--|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,700百万円 |
| 2 信託資産 | <p>その他流動資産のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p> |
| 3 消費税等の取扱い | <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p> |
| 4 保証債務 | <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務78百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソンタワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務202百万円に対して保証を行っております。</p> |

(中間損益計算書関係)

| 第55期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) | |
|---|--------|
| 1 減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 34百万円 |
| 無形固定資産 | 11百万円 |
| 2 営業外収益のうち主要なもの | |
| 受取利息 | 11百万円 |
| 受取配当金 | 804百万円 |
| 3 営業外費用のうち主要なもの | |
| 支払利息 | 9百万円 |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | 21百万円 |
| 支払源泉所得税 | 57百万円 |
| 4 特別利益のうち主要なもの | |
| 投資有価証券売却益 | 56百万円 |
| 5 特別損失のうち主要なもの | |
| 割増退職金 | 34百万円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第55期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当中間会計期間増加 | 当中間会計期間減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|-------------|-----------|-----------|-------------|
| 普通株式（株） | 197,012,500 | - | - | 197,012,500 |

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当中間会計期間増加 | 当中間会計期間減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|---------|-----------|-----------|----------|
| 普通株式（株） | 109,600 | - | - | 109,600 |

3 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当中間会 計期間末 残高 (百万円) |
|------------------------|--------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------|-----------------------------|
| | | 当事業 年度期首 | 当中間 会計期間 増加 | 当中間 会計期間 減少 | 当中間 会計期間末 | |
| 平成21年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | 16,978,500 | - | 1,059,300 | 15,919,200 | - |
| 平成21年度 ストックオプション(2) | 普通株式 | 1,626,900 | - | 42,900 | 1,584,000 | - |
| 平成22年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | 2,310,000 | - | - | 2,310,000 | - |
| 第1回新株予約権 | 普通株式 | 2,955,200 | - | - | 2,955,200 | - |
| 平成23年度 ストックオプション(1) | 普通株式 | 5,930,100 | - | 468,600 | 5,461,500 | - |
| 合計 | | 29,800,700 | - | 1,570,800 | 28,229,900 | - |

(注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

- 2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当中間会計期間末の発行済株式に基づき算出しております。
- 3 平成21年度ストックオプション(1)13,830,300株、平成21年度ストックオプション(2)1,287,000株、平成22年度ストックオプション(1)1,732,500株及び第1回新株予約権2,955,200株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成25年5月27日 取締役会 | 普通株式 | 1,380 | 7.01 | 平成25年3月31日 | 平成25年6月18日 |

- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

| 第55期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) | |
|---|----------|
| オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 | |
| 1年内 | 744百万円 |
| 1年超 | 437百万円 |
| 合計 | 1,182百万円 |

(金融商品関係)

第55期中間会計期間(平成25年9月30日)

1 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日(当中間決算日)における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 中間貸借対照表 計上額() | 時価() | 差額 |
|-----------------------|-------------------|---------|----|
| (1) 現金及び預金 | 16,689 | 16,689 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 6,483 | 6,483 | - |
| (3) 未収収益 | 570 | 570 | - |
| (4) 投資有価証券 その他有価証券 | 7,643 | 7,643 | - |
| (5) 未払金 | (3,260) | (3,260) | - |
| (6) 未払費用 | (3,331) | (3,331) | - |

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- 2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額79百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
- 3 子会社株式（中間貸借対照表計上額20,042百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(有価証券関係)

第55期中間会計期間(平成25年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

| | 中間貸借対照表計上額 |
|--------|------------|
| 子会社株式 | 20,042 |
| 関連会社株式 | 2,892 |

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

| | 種類 | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------------------------|------|------------|-------|-----|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 投資信託 | 6,524 | 5,871 | 652 |
| | 小計 | 6,524 | 5,871 | 652 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 投資信託 | 1,119 | 1,241 | 122 |
| | 小計 | 1,119 | 1,241 | 122 |
| 合計 | | 7,643 | 7,113 | 530 |

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

- 2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 79百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(持分法損益等)

| 第55期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) | |
|---|----------|
| 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 | |
| (1) 関連会社に対する投資の金額 | 3,073百万円 |
| (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 | 6,686百万円 |
| (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 635百万円 |

(ストックオプション等関係)

第55期中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第55期中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載していません。

関連情報

第55期中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載していません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略していません。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載していません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第55期中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第55期中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第55期中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 項目 | 第55期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) |
|--------------|---|
| 1株当たり純資産額 | 241円48銭 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 12円90銭 |

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載していません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 第55期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) |
|----|---|
| | |

| | |
|--|---|
| 中間純利益（百万円） | 2,540 |
| 普通株主に帰属しない金額（百万円） | - |
| 普通株式に係る中間純利益（百万円） | 2,540 |
| 普通株式の期中平均株式数（千株） | 196,903 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 平成21年度ストックオプション(1) 15,919,200株、平成21年度ストックオプション(2) 1,584,000株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1)5,461,500株 |

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 第55期中間会計期間 (平成25年9月30日) |
|--------------------------------------|----------------------------|
| 中間貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円） | 47,548 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額（百万円） | - |
| 普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（百万円） | 47,548 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（千株） | 196,903 |

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

| 名 称 | 資本金の額 (平成25年9月末現在) | 事業の内容 |
|--------------|-----------------------|---|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 342,037百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円（平成25年9月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

| 名 称 | 資本金の額 (平成25年9月末現在) | 事業の内容 |
|-----------------------|---------------------------|-------------------------------|
| アーク証券株式会社 | 2,619百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 池田泉州T T証券株式会社 | 1,250百万円 | |
| S M B C 日興証券株式会社 | 10,000百万円 | |
| 岡地証券株式会社 | 1,500百万円 | |
| 光世証券株式会社 | 12,000百万円 | |
| 株式会社証券ジャパン 1 | 3,000百万円 | |
| 東海東京証券株式会社 | 6,000百万円 | |
| 東武証券株式会社 | 420百万円 | |
| 東洋証券株式会社 | 13,494百万円 | |
| 内藤証券株式会社 | 3,002百万円 (平成26年3月1日現在) | |
| 西日本シティT T証券株式会社 | 1,575百万円 | |
| 八十二証券株式会社 | 800百万円 | |
| 浜銀T T証券株式会社 | 3,307百万円 | |
| ばんせい証券株式会社 | 1,558百万円 | |
| フィリップ証券株式会社 | 950百万円 | |
| マネックス証券株式会社 1 | 7,425百万円 | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500百万円 | |
| 水戸証券株式会社 | 12,272百万円 | |
| むさし証券株式会社 | 5,000百万円 | |

1 募集の取扱いを行いません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

三井住友信託銀行株式会社は、日興アセットマネジメント株式会社の発行済株式総数の91.29%を保有しております。（平成25年9月末現在）

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

(2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

ファンドの基本的性格など

委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など

委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

(3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

(4) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

(5) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。

(6) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

(7) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(8) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用

がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月29日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

| | |
|----------------|--------------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 佐々木 貴司 |
|----------------|--------------|

| | |
|----------------|------------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 和田 渉 |
|----------------|------------|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信4月号の平成24年4月20日から平成25年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、公社債投信4月号の平成25年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月4日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員指定社員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信4月号の平成25年4月23日から平成25年10月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、公社債投信4月号の平成25年10月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年4月23日から平成25年10月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成24年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成24年6月15日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月6日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。